

CSR報告書

2023 年版



2023 年 6 月 1 日

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

CSR 報告書 2023 発刊にあたって

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口裕司



当協会は、大気、水質などの環境計量証明業、上水道、受水槽及び浄化槽の法定検査、環境研究や環境啓発などの公益事業という3つの機能を有している機関であり、環境分野におけるCSV（Creating Shared Value：企業と社会の共益の創造）を実践すべき法人であると自覚しています。

本報告書は、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の視点から2022年度の取組みを皆様にお知らせするものです。2022年度もコロナ禍や分析用のガス不足などに翻弄された1年ではありましたが、厳しいなかでも最低限行うこと、そして、継続すべきことを改めて認識した1年でもありました。そのような活動が少しでも分かりやすく御覧頂ければ幸いです。

昨今、環境問題はかつての公害時代から脱炭素社会の実現に向けた活動に変化しています。そのような流れを受け、2023年3月末に埼玉県目標設定型排出量取引制度における埼玉県登録検証機関として県内1番目の機関として登録しました。この制度は、CO₂の多量排出を行う事業所が、CO₂排出量の削減目標を設定し、目標達成に努め、その結果を第三者が検証するものです。

また、高齢化社会における企業の安全なそして健やかな労働環境の実現を目指すために、埼玉労働局が推進するSAFEコンソーシアム・埼玉県SAFE協議会に登録し、労働安全衛生対策の効果検証や化学物質の管理支援を進めています。

このような時代の流れに応じた機関として、環境調査や上水道、労働安全衛生を通じて「社会に安全と安心を与えるための第三者評価機関」として、これまでの技術や知見を継承・発展させ、時代に求められ続ける組織を目指して参ります。

今後も、協会が継続的な改善を図り、少しでも成長していくためには、皆様からのご指導、ご鞭撻が不可欠です。お気づきの点があれば、どうかご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

2023年6月

- 対象期間：2022年度（2022年4月～2023年3月）とし、一部同期間の前後を含みます。

- 対象範囲：本部、土呂支所、西部支所の3か所を範囲とします。

- 本報告書はエコアクション21環境経営レポートとの統合版として位置付けており、環境経営レポートとしての内容も含まれています。

目 次

1. 協会概要	1
2. 事業内容	6
3. マネジメントシステム等の認定状況	7
4. 環境配慮活動	9
5. 社会貢献活動	16
6. 収益事業を通じた社会貢献	20
7. 内部コミュニケーション	23
8. 外部コミュニケーション	24
9. 代表者の評価と見直し	24
10. 第三者レビュー	25
資料編	26



(出典：一般財団法人国際開発センター ホームページ)

1 協会概要

名 称：一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
本 部：埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
西部支所：埼玉県坂戸市八幡1丁目11番34号
土呂支所：埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目50番4号
従業員数：126名（2023年3月末日現在）



本部



西部支所



土呂支所

組織図

役員

代表理事	野 口 裕 司
副代表理事	田 島 照 久
専務理事	浅 川 進
常務理事	永 島 裕 久
理 事	山 岸 知 彦
監 事	坂 本 和 彦
監 事	加 藤 孝 夫

所在

本 部（別館・新館・本館）

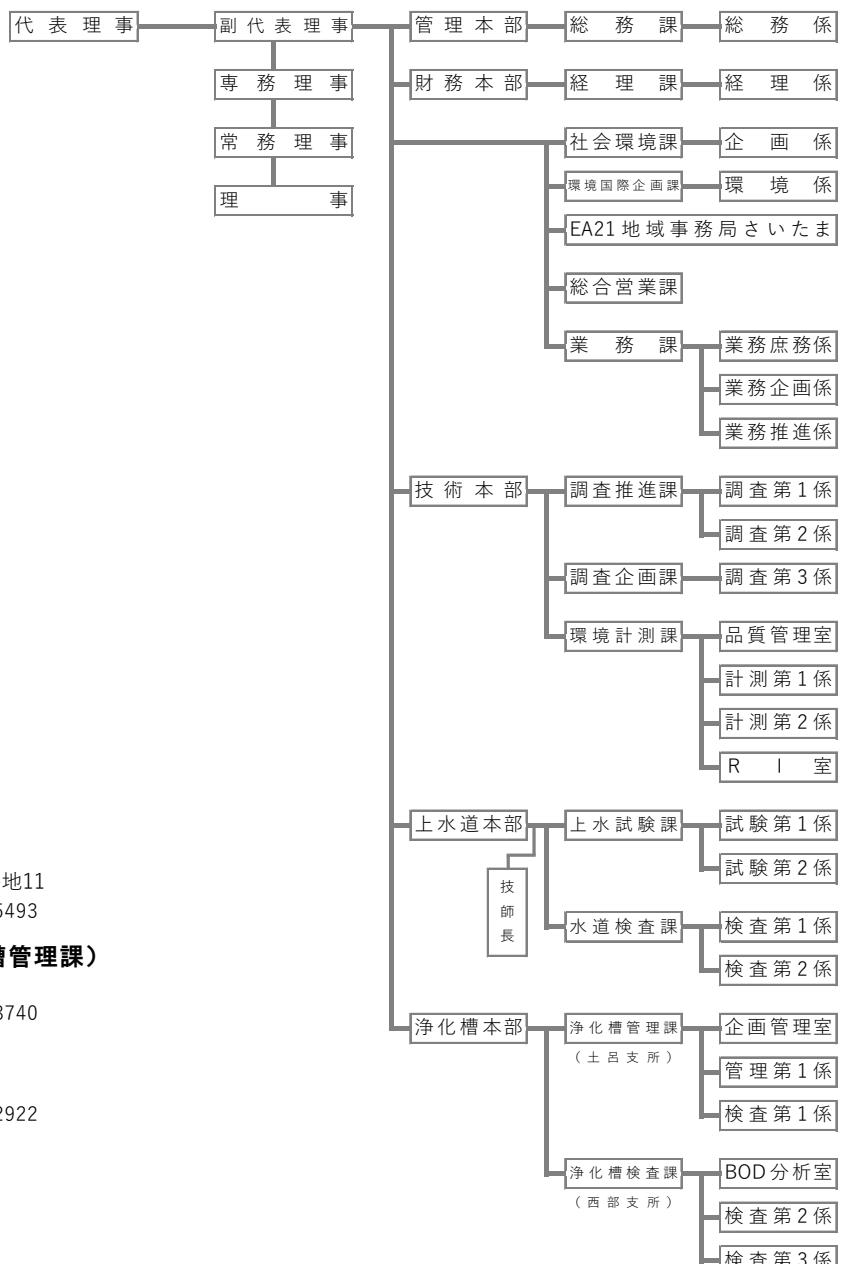
〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
代表電話：048-649-1151 FAX番号：048-649-5493

土呂支所（浄化槽法定検査センター：浄化槽管理課）

〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町1-50-4
代表電話：048-778-8700 FAX番号：048-778-8740

西部支所（浄化槽検査課）

〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡1-11-34
代表電話：049-284-2911 FAX番号：049-284-2922



基本指針

〔基本理念〕

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会（以下「協会」という。）は「科学的な検査及び研究のもとに、人の健康を保護し、快適な生活環境の保全を図る。」という設立の目的を踏まえて、精度と品質保証の観点から、より高い技術力の確保とサービスの向上を協会運営の基本的精神と心得て、優れた品質を創出し、顧客のニーズと期待に応えます。

協会は、かけがいのない地球、かけがえのない自然を守ることが、人類共通の最も重要な課題の一つであるとの認識に立って、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、役職員一丸となって、積極的に環境の保全と改善活動に取り組み、もって堅実で安定した運営を図ります。

〔事業推進方針〕

協会は事業を推進するにあたり、基本理念を踏まえ、以下の品質及び環境の保全に関する行動指針に基づき、マネジメントシステムを構築し、推進し、かつ、その維持向上に努めます。

- 1 協会は、すべての事業活動において、品質及び環境へ及ぼす影響を的確に把握し、マネジメントシステムを実行するとともに、その有効性を評価して、定期的な見直しと継続的な改善を図る。
- 2 協会は、関連する法規（法令、条例、規則及び協会が同意する協定）を遵守する。
- 3 協会は、マネジメントシステムの運用を確実にするために、組織上の責任と権限及びこれらの相互関係を明確に定める。
- 4 協会は、社会の責任を自覚し、試験検査機関及び調査研究機関として公正かつ適正な業務を推進することにより、環境保全の向上に努める。
- 5 協会は、自主的な環境保全の取り組みを進め、汚染の予防に努める。
- 6 協会は特に以下の事項について、積極的な環境保全活動に取り組む。
 - 1) 節電及び自動車燃料の効率的な使用等の省エネルギー活動により、温室効果ガス排出量の削減に努める。
 - 2) 事業に伴う廃棄物の適正な管理に努め、リサイクルの向上を図る。
 - 3) 化学物質の管理の徹底を図る。
 - 4) 事業所内外の美化活動に努める。
 - 5) 簡易専用水道検査の実施を通じて、公衆衛生の向上に務める。
 - 6) 処理場法定検査の受検率向上により、公共用水域の水質向上に努める。
- 7 協会は、この方針を役職員に周知するとともに、一般に公開する。

2021年6月1日
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口裕司

協会の事業推進の視点

環境の検査、調査、分析、研究、普及啓発を業務とする当協会は、まさにそのミッションを遂行することが**社会共通価値 CSV (Creating Shared Value)** の創造になります。

ミッションの遂行にあたって、**企業の社会的責任 CSR (Corporate Social Responsibility)** の視点に常に留意することは、環境 CSV 企業として必要不可欠です。また、CSV 及び CSR の両面において**持続可能な開発目標 (SDGs)** の達成に寄与することを目指します。



〔基本理念フレーズ〕

私共の責務・理念をワンフレーズにすると 「FOR ECO」

- ① For Environment 環境のために
- ② For Customer お客様のために
- ③ For Organization そして組織のために

“For ECO” is connected to “For Oneself” それが「自分のため」につながる

協会SDGs行動計画（行動指針）を定め、SDGsに取り組んでいます。



FOR ECO
環境のために FOR ENVIRONMENT
顧客のために FOR CUSTOMER
そして、組織のために FOR ORGANIZATION

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
SAITAMA-KEN ENVIRONMENTAL ANALYSIS & RESEARCH ASSOCIATION

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」で193ヶ国の全会一致により「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、2030年までに、市民や行政、企業等世界中のすべての人が一丸となって、持続可能な発展を実現するための重要な指針であり、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs (Sustainable Development Goals)」を掲げています。

SDGsの17の目標と169のターゲットとの関わりは、下表のとおりです。

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会は、FOR ECOのもとに新中期経営計画を掲げ、持続可能な社会の実現をめざすことで、SDGsの達成に貢献していきたいと考えています。

協会SDGs行動計画（行動指針）

*部署略称（全：全部署、総：総務課、企：社会環境課及び環境国際企画課、調：調査推進課及び調査企画課、計：環境計測課、上：上水試験課、簡：水道検査課、浄：浄化槽管理課及び浄化槽検査課）

SDGsの目標	事業活動		
	カテゴリー	部署	実行項目
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	調査・分析	環境調査（大気・水域・土壤・室内等における有害化学物質、病原微生物等の調査及びその対策）
		調査・分析	作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント（有害化学物質等による労働者の健康への影響の低減）
		調査・分析	上水試験（飲料水の清浄性、安全性の確認）
		施設検査・管理	水道技術管理者としての専用水道の管理、簡易専用水道の法定検査（適正管理による安全な飲料水の提供）
		施設検査・管理	浄化槽の法定検査（適正管理による生活環境の保全と公衆衛生の向上）
4 質の高い教育をみんなに 	全ての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	新中期経営計画	全 (4) 体制の強化・人財の育成 ア～オ（従業員教育、学習機会の提供）
		社会貢献	全 インターンシップや社会体験等の受け入れ
		社会貢献	全 大学等への講師派遣
		社会貢献	浄 化槽管理者講習会への講師派遣
		社会貢献	総・企 環境情報の発信、学習する機会の提供（環境セミナー等の開催、環境ニュースの発行、環境法規や環境課題等の情報提供）
		社会貢献	総・企 環境教育の実施（坂戸水辺教室、環境わくわく体験等）
6 安全な水とトイレを世界中に 	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	新中期経営計画	簡・浄 (2) 競争力の強化 イ ⑤⑥ 簡易専用水道及び浄化槽の未受験施設の開拓（安全な飲料水の提供、水質保全）
		社会貢献	企 海外における排水処理対策の支援
		行政支援	企 市町村の生活排水処理基本計画等の策定支援
		調査・分析	企 環境技術実証事業等を通じた、水処理技術の環境保全効果の評価
		調査・分析	調・計 河川等の公共用水域や排水等の水質検査
		調査・分析	上 上水試験（飲料水の清浄性、安全性の確認）
		施設検査・管理	企・浄 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた活動（公共用水域等の水質保全）
		施設検査・管理	上・簡 水道技術管理者としての専用水道の管理、簡易専用水道の法定検査（適正管理による安全な飲料水の提供）
		施設検査・管理	浄 浄化槽の法定検査（適正管理による生活環境の保全と公衆衛生の向上）
8 働きがいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及び誰もが完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	新中期経営計画	全 (1) 生産性向上 ア イ （業務の効率化による生産的な雇用の促進）
		新中期経営計画	全 (2) 競争力の強化 イ （新規業務の開拓や受注拡大による経済成長、生産的な雇用の促進）
		新中期経営計画	総 (4) 体制の強化・人財の育成 ア ①毎年採用
		調査・分析	調・計 作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント（有害化学物質等を扱う労働者の健康保護）
		調査・分析	調・計 室内環境測定（一般的な労働者の健康保護）

SDGsの目標		事業活動		
		カテゴリー	部署	実行項目
9 産業と技術革新の基盤をつくる 	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る	新中期経営計画	全	(2) 競争力の強化 ア ウ 新規業務等の創出、研究力等の強化
		新中期経営計画	全	(5) 協会インフラの強化 ア イ 事業継続計画の策定、社屋の改修と事務所の有効活用
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、先進的な環境技術の評価・普及促進
10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する	社会貢献	企	環境関連の国際協力事業への参画
11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	社会貢献	全	防犯パトロール、美化活動の実施、不法投棄の監視
		行政支援	企	市町村の各種行政計画の策定支援
		調査・分析	調・計	環境調査（アスベスト、室内環境、悪臭、騒音・振動等の調査・対策による住民の生活環境の保全）
		施設検査・管理	企・浄	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた活動（住民の生活環境の保全）
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正管理による住民の生活環境の保全）
12 つくる責任つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する	事業活動全般	全	エコアクション21環境経営計画の策定と実行 各種環境法令の遵守（化学物質、廃棄物等の適正管理、排水基準の遵守等）
		事業活動全般	全	GPN（グリーン購入ネットワーク）活動の実施
		事業活動全般	企	エコアクション21地域事務局 (認証・登録事業者における廃棄物等の適正管理の支援)
		調査・分析	企	環境関係法令の遵守診断の実施、改正情報の提供
		調査・分析	企	生活環境影響調査の実施 (廃棄物処理施設等の設置・変更時の周辺環境への影響の予測)
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	事業活動全般	全	エコアクション21環境経営計画の策定と実行 (電力、自動車燃料使用の効率化等)
		行政支援	企	市町村の地球温暖化対策実行計画の策定支援
		調査・分析	企	環境技術実証事業を通じた、気候変動対策技術（空調の効率化等）の環境保全効果の評価
		調査・分析	企	省エネ診断の実施
14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	調査・分析	全	海へ流入する河川における水質調査・対策による海洋環境の保全
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査 (適正な維持管理による河川の水質改善によって海洋汚染を防止)
15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失を阻止する	調査・分析	企	生物多様性復元事業調査の実施
		調査・分析	調・計	土壤環境等の調査及び対策による陸域環境の保全
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	新中期経営計画	全	(4) 体制の強化・人財の育成 才 関係団体への参画
		社会貢献	全	災害時、有害化学物質等の調査、大規模水質事故への対応に関する協定
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、製品開発支援事業への協力



SDGs行動指針に基づく各課の取り組みの主な成果

総務課・経理課

取り組み	資格・技能の取得推進
行動計画目標	簡素・浄化槽検査員、水道技術管理者の増員【当該資格取得3名以上】及び資格取得率アップ【資格取得率1.5%アップ】
実績	簡易専用水道検査員3名、浄化槽検査員1名、水道技術管理者1名が資格取得をした。 また、上記資格を含む注視している資格の取得率は6.5%アップと目標を大幅にクリアした。 引き続き資格取得を推奨し、できるだけ多くの職員がどこの部署でも対応できる人材育成に努めたい。
実施状況	★★★
SDGs目標	

社会環境課・環境国際企画課

取り組み	新規事業_埼玉県目標設定型排出量取引制度登録検証機関の立ち上げ
行動計画目標	新規業務や業務の付加価値創出推進のため、省エネ診断等の新規業務受託を行う。さらに、埼玉県目標設定型排出量取引制度登録検証機関の立ち上げを目指す。
実績	検証主任者等新規講習会の修了試験合格者に対し、省エネ診断等の実務経験を積み「検証主任者」の登録を行った。さらに、規定類、組織の整備を行い、埼玉県内初の登録検証機関として埼玉県に登録した（登録番号11-31、区分1：目標設定カス・基準量）。
実施状況	★★★
SDGs目標	

総合営業課・業務課

取り組み	石綿の伝達講習
行動計画目標	石綿の進捗確認と勉強会の実施【年間4回】
実績	特定建築物石綿含有建材調査者2名、一般建築物石綿含有建材調査者1名を中心となり、大気汚染防止法・石綿障害予防規則の改正、事前調査時の石綿含有の疑いがある試料の取り上げ方法などについて、採取担当部門、分析担当部門などの関係部署間で勉強会を実施し、情報共有を行った。 今後も協会内の人材育成への取り組みを継続していきたいと考える。
実施状況	★★★
SDGs目標	

調査推進課・調査企画課

取り組み	昨年度平均燃費維持以上の向上
行動計画目標	調査課車両の平均燃費が、前年度と比べ維持もしくは向上がでているかの確認
実績	毎月、前年度の平均燃費と比較し、燃費の良い運転ができているかの確認を行った。年間5回（5ヵ月）の燃費向上を確認した。また、年間平均で99%の達成率であった。 今後も、燃費の良い運転、低燃費車両への更新検討をすすめて、環境に配慮した活動を継続していきます。
実施状況	★★★
SDGs目標	

環境計測課

取り組み	河川等の公共用水域や排水等の水質検査
行動計画目標	公共用水域の水質監視、事業場排出水の検査、協会排出水の自主検査／自管理基準の順守
実績	公共用水域水質調査を実施し、環境基準超過時には所轄の行政機関へ速報するなど、水質監視に貢献した。事業場排出水の立入検査、各事業場の自主検査等を受託し、排除基準超過時の速報、水質改善対策の情報提供等を行つた。 協会本館排出水について、規制全項目の自主検査を月1回実施し、社内で定めた自管理基準を順守した。
実施状況	★★★
SDGs目標	

上水試験課

取り組み	水道水質検査の信頼性の確保
行動計画目標	外部精度管理、内部精度管理を通じて検査結果の精度を確認し、良好な結果を得ることをもって日頃の水質検査結果の信頼性を確保する。
実績	2022年度に参加した、厚生労働省、埼玉県、一般社団法人全国給水衛生検査協会の外部精度管理調査はいずれも良好な結果であり、第三者による適正な検査機関との評価を得られた。特に厚生労働省の実施した外部精度管理調査においては、「第一群」に分類され、検査の実施方法においても適正であると評価された。 また、社内で行う内部精度管理においても良好な結果が得られた。 これらにより、上水試験課で行う日頃の水質検査においても一定の精度と信頼性があることが確認された。
実施状況	★★★
SDGs目標	

水道検査課

取り組み	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上～
行動計画目標	法定検査受検率向上のための検査基数の増加／年間基数7,920施設(現場検査7,400施設、書類検査520施設)
実績	令和4年度簡易専用水道検査における受検数は7,508施設(現場検査6,995施設、書類検査513施設)で目標である施設数は達成することができなかつた。また、計画における受検率は94.8%となった。今後も検査において丁寧で分かりやすい検査に努め給水施設の衛生管理・公衆衛生の向上と受検率向上へ貢献をしていきたい。
実施状況	★★☆
SDGs目標	

浄化槽管理課・検査課

取り組み	河川公共用水域水質向上～浄化槽法定検査受検率向上～
行動計画目標	法定検査受検率向上のための検査基数の増加と受検案内返信率増加／7条2,400基、11条43,000基、依頼返信率90%
実績	諸々の社会情勢の影響もあり、7条、11条ともに目標基数を下回った。（7条2,099基、11条41,558基） 依頼返信率は82%となり、こちらも目標を下回る結果となった。 法定検査受検率の向上は当面の課題であり、河川及び公共用水域の水質向上並びに環境衛生面に大きく関係する為、引き続き検査基数の増加（特に指定採水員制度の推進）及び検査依頼の返信率増加に向けて、関係各所と協力しながら努力していく。
実施状況	★★☆
SDGs目標	  

2 事業内容

測定・分析	法定検査
<p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川水、湖沼水、地下水、プール水及び排水等の分析 ● 浴槽水の水質分析 ● 飲料水の水質分析 ● 建築物衛生法に基づく飲料水水質分析 ● 農薬分析 <p>大気</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染物質の測定 (大気環境調査、降下ばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質等の測定) ● 煙道排ガスの測定 (硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、その他有害物質の測定) <p>底質・土壤</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 底質及び土壤の溶出試験及び含有試験 <p>騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場騒音、振動の測定 ● 環境騒音、振動の測定 <p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭成分の化学分析 ● 三点比較式臭袋法による臭気指数及び濃度測定 ● 三点比較式フラスコ法による臭気指数測定 <p>廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有害化学物質の分析 ● ゴミ質組成分析 ● 焼却残渣等の分析 <p>作業環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 粉じん、特定化学物質、金属類、有機溶剤、騒音等 <p>空気環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物衛生法に基づく測定 ● 学校環境衛生基準等に基づく測定 ● 室内空气中化学物質の測定 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダイオキシン類 ● アスベスト調査 ● 放射性物質測定 ● 生物調査 ● 内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)による汚染状況調査 	<p>上水試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道法第20条に基づく水質検査 [厚生労働大臣登録検査機関] <p>簡易専用水道検査(受水槽有効容量10m³を超える施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道法第34条の2に基づく検査 [厚生労働大臣登録検査機関] <p>小規模貯水槽水道の水質検査(受水槽容積10m³以下の施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給水栓からの水の水質検査 <p>浄化槽検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽法第7条、第11条に基づく検査 [埼玉県知事指定検査機関]
	<p>調査・研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水質環境、土壤汚染、大気汚染に関する調査 ● 土壤汚染対策法に基づく調査[環境大臣指定調査機関] ● 生活環境アセスメントに関する調査 ● 各種実態調査 ● 生活環境影響調査 ● 環境及び労働安全衛生対策の実証 ● 各種基本計画策定の支援 (ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、地球温暖化対策実行計画、水安全計画等) ● 環境報告書作成支援 ● 温室効果ガス排出量検証業務 [埼玉県登録検証機関]
	<p>普及啓発・情報提供・社会貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「環境ニュース」の発行 ● 環境関連法規などの各種情報の提供 ● 講演会及び講習会の開催並びに講師派遣 ● 研修発表、データ集計及び解析業務 ● 国、地方公共団体及び関係団体等の催事への協力 ● 「環境セミナー」、環境イベントの開催 ● 環境学習の企画提案 ● エコアクション21 地域事務局さいたま ● エコアクション21 認証取得の支援 ● 清掃美化活動(彩の国ロードサポート等)



分析風景



騒音・振動調査の様子

主な有資格者

I. 測定・分析で必要な代表的資格	II. 法定検査で必要な代表的資格	III. 分析、事業活動を行う上で必要な代表的資格
<ul style="list-style-type: none"> ・技術士 4名 環境部門 2名 上下水道部門 1名 衛生工学部門 1名 ・環境計量士 9名 ・測量士 1名 ・土壤汚染調査技術管理者 3名 ・作業環境測定士（1種、2種） 11名 ・臭気判定士 11名 ・特定建築物石綿含有建材調査者 7名 ・アスベスト診断士 2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道技術管理者 5名 簡易専用用水道検査員 43名 ・水道水質検査員 24名 ・浄化槽技術管理者 14名 ・浄化槽検査員 59名 ・浄化槽管理士 26名 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止管理者 14名 ・特定化学物質作業主任者 14名 ・有機溶剤作業主任者 11名 ・一般劇物毒物取扱者 3名 ・放射線取扱主任者 1名 ・特別管理産業廃棄物管理責任者 3名 ・検証主任者（埼玉県） 1名
IV. 現場作業で必要な代表的資格	V. 調査・研究等で必要な代表的資格	
<ul style="list-style-type: none"> ・酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 44名 ・二級小型船舶操縦士 9名 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士（工学、生物資源工学） 5名 ・労働衛生コンサルタント 1名 ・品質マネジメント審査員補 1名 ・廃棄物処理施設技術管理者 3名 	

3 マネジメントシステム等の認定状況

当協会は、1998年11月に品質マネジメントシステム ISO 9001 の運用を開始しました。環境マネジメントシステムについては2001年1月にISO 14001 を取得しISO 9001との統合システムを運用してきましたが、ISO 14001 を返上し、2019年3月にエコアクション21 (EA21) の認証・登録を行い、事業活動における温室効果ガスや廃棄物の削減などの環境対策と経営効率の向上を推進しています。

EA21については2007年12月から地域事務局として認定を受け、県内企業等への本システムの普及や認証・登録の支援を行っています。

また、分析業務に関する精度管理・品質保証（水道 GLP、ISO/IEC 17025）に関する認定も受けており、業務の質の向上を常に図り、信頼の確保・向上に努めています。

さらに、多様な働き方実践企業（プラチナ）の認定を受け、従業員がいきいきと働く職場環境づくりを推進しています。

品質・環境マネジメントシステム規格の認証取得

ISO 9001（品質）及びエコアクション21（環境）の認証を取得し、統合マネジメントシステムとして運用しています。



環境マネジメントシステムの普及支援

日本独自の環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の普及促進を行う地域事務局として、2007年12月1日に認定を受けています。
地域事務局名：エコアクション21 地域事務局さいたま 認定番号：O 44



水質・環境分析の精度管理・品質保証

水道 GLP



JWWA-GLP097 水道 GLP 認定

ISO/IEC 17025



2013年5月28日に、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保する、水道水質検査優良試験所規範（略称：水道GLP）の認定を受けました。

当協会は、ISO/IEC 17025 を認定基準とした国際 MRA 対応 ASNITE 試験事業者（認定識別：ASNITEO119 Testing）です。

ASNITE を運営する認定機関（IAJapan）は、APAC 及び ILAC の相互認証に署名しています。

認定された範囲は限られていますので、ご確認ください。

当協会の試験対象は環境水、地下水、原水、上水等の一部項目です。

SDGs に関する取組み



埼玉県 SDGs パートナー第1期登録事業者として登録

「埼玉県 SDGs パートナー」は、全県のステークホルダーがワンチームで SDGs の達成に向け取り組んでいく「埼玉版 SDGs」を共に推進する県内企業団体の登録制度です。当協会は、2021年1月31日付けで第1期登録事業者として、登録（登録No.000064）されました。

また、2023年3月30日に、取組進捗状況を報告しています。

埼玉県環境 SDGs 取組宣言

「埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度」は、環境分野の SDGs のゴールの達成に向けた取組を宣言し、一定の要件を満たす企業等の取組を県ホームページ等で発信し、支援する制度です。

当協会は、2020年9月に取組を宣言しました。また、2022年9月に取組に関する定期報告をしています。

取組企業紹介ウェブサイト：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/kigyou-rist.html>

多様な働き方・労働安全に関する取組み

埼玉県多様な働き方実践企業（プラチナ）の認定

「多様な働き方実践企業認定制度」とは、仕事と家庭の両立支援を目的に、テレワークなど、多様な働き方を実践している企業などを埼玉県が認定する制度です。当協会は9つの認定項目のうち7つ以上に該当する最高位である「プラチナ」に認定されました。

プラチナ企業紹介ウェブサイト：<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/model/268.html>

SAFE コンソーシアム・埼玉県 SAFE 協議会

「SAFE コンソーシアム」は、労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客も含めたステークホルダー全員で解決策を考え、取り組んで行くことを目的としています。当協会は、2023年2月7日に登録し、労働安全衛生対策の効果検証や化学物質の管理支援を進めています。

2023年3月31日現在の取得状況

4 環境配慮活動



エコオフィス計画 ~ 地球温暖化防止に向けて ~

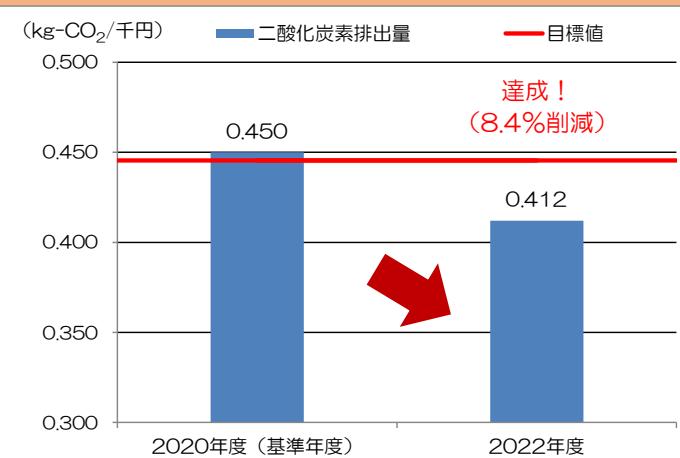
協会は、主として事業活動に伴う温室効果ガスの削減のために、2003年度からエコオフィス計画を策定し、環境配慮活動に取り組んできました。2022年度は、本部、西部支所、土呂支所の3か所でエコオフィス活動を実施しました。

<目標>

No.	項目	目標内容	単位	基準年度 2020年度	年度目標 2022年度
環境負荷					
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO ₂ /千円	0.45	△1%
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	661,592	△1%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	L/台	1,092	△1%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	6,165	△1%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	2,499	△1%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	91	91.5%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	—	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理(3物質)	t(トン)	第1種0.17	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施
サービスの提供					
7	簡易専用下水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用下水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	現場7226施設 書類516施設	現場7400施設 書類520施設
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 年間実施基数 案内返信率 %	7条2024基 11条36134基 返信率85%	7条2400基 11条43000基 返信率90%
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境おこし・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 セミナー・学習等 年間件数 ニュース 年間発行回数	支援・研修会6回 セミナー・学習3回 ニュース4回	支援・研修会 年間4回以上 セミナー・学習等 年間3物件以上 ニュース年間4回発行

<2022年度実績>

【1-1】二酸化炭素排出量の削減



目標達成



2022年度の売上高当たりの二酸化炭素排出量は、0.412 (kg-CO₂/千円)、基準年度比削減率 8.4%となり、目標値である基準年度比削減率 1.0%を大幅に上回って達成することができました。

協会の二酸化炭素排出量は、電力使用に伴うものが 61%、ガソリン使用に伴うものが 31%を占めています。よって、両部門における削減対策の着実な推進が重要です。そのため、今後も電力使用量とガソリン使用量の削減の両面から対策を進めています。

※2022年度二酸化炭素排出量総量：446,655 (kg-CO₂)

※電力排出係数

別館 東京ガス(株) 0.219 (kg-CO₂/kWh)

本館・土呂支所 東京電力伊賀アーバンネット(株) 0.457 (kg-CO₂/kWh)

新館・西部支所 (株)エネワン 0.448 (kg-CO₂/kWh)

【1-2】電力使用量の削減

目標達成



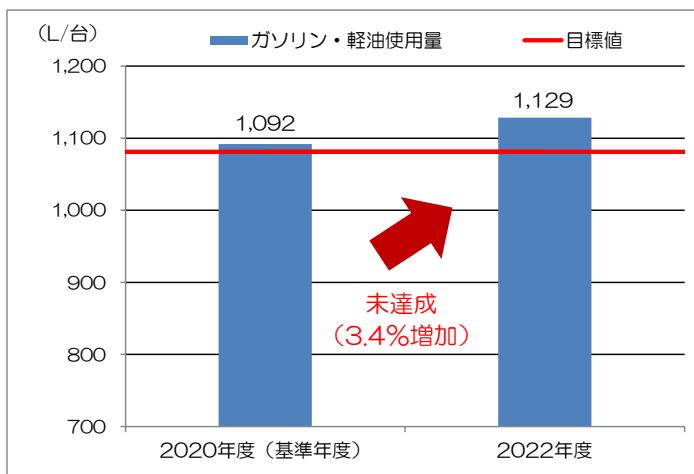
2022年度の電力使用量は、608,973(kWh)、基準年度比削減率 8.0%となり、目標値である基準年度比削減率 1.0%を大幅に上回って達成することができました。

これは、新館2階農薬実験室のエアコンを省エネ型エアコンに交換したハード面の効果に加えて、エアコンの適温設定（冷房時 28°C、暖房時 20°C目安）、No 残業 Day（毎月 25 日）の実施、クールビズ・ウォームビズの推奨、エアコンの定期清掃などのソフト面の効果が現れたものと考えられます。

今後も、ソフト面の対策を維持・発展させつつ、LED化などのハード面の対策の強化にも努めていきます。

【1-3】ガソリン・軽油使用量の削減

目標未達成



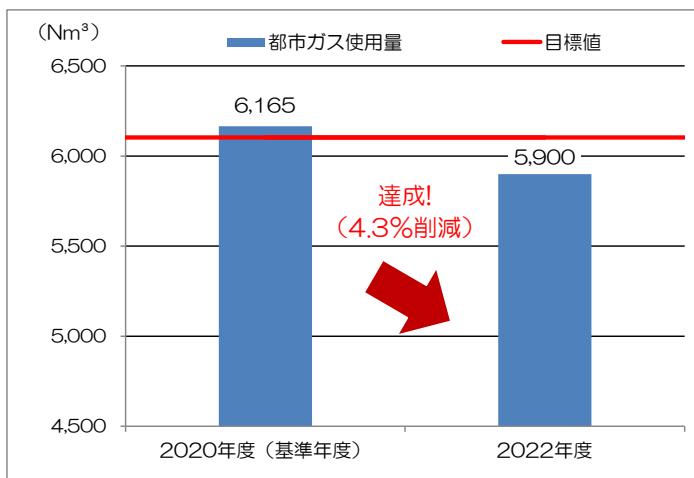
協会が使用する2022年度の全車両数は、軽自動車47台、ハイブリッド車3台、その他のガソリン及びディーゼル自動車11台の計61台でした。

2022年度のガソリン・軽油使用量は1,129(L/台)、基準年度に比べ3.4%の使用量増加となり、目標としている基準年度比削減率1.0%を達成することができませんでした。

今後もエコドライブ、アイドリングストップの実施、軽自動車等の低燃費車両への入れ替え、カーナビゲーションシステムの導入による効率的なルートの励行により、ガソリン・軽油使用量の削減に努めます。

【1-4】都市ガス使用量の削減

目標達成



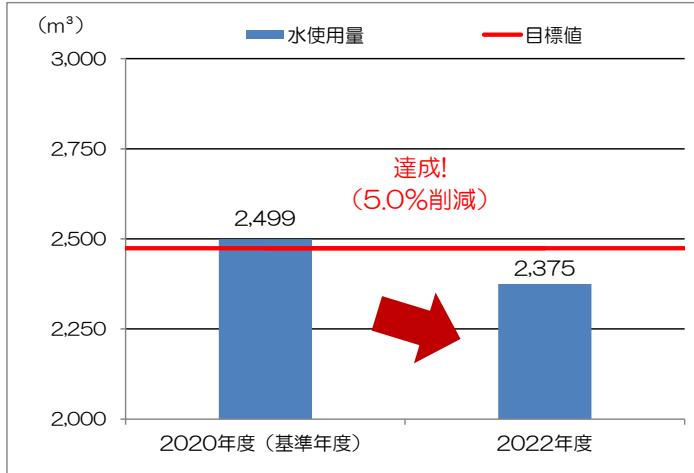
2022年度の都市ガス使用量は、5,900(Nm³)、基準年度比削減率4.3%となり、目標としている基準年度比削減率1.0%を達成することができました。

これは、エアコンの適温設定、クールビズ・ウォームビズなどの対策の効果によるものと考えられます。

今後も、更なるエアコンの適温設定、クールビズ・ウォームビズの実施による都市ガス使用量の削減に努めます。

【2】水使用量の削減

目標達成



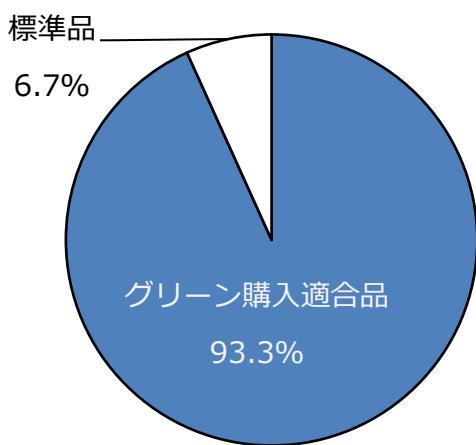
2022年度の水使用量は、2,375(m³)、基準年度比削減率5.0%となり、目標としている基準年度比削減率1.0%を達成することができました。

これは、給湯室やトイレ等の節水、分析機器や排気装置の洗浄水の節水、夏場の打ち水時の雨水利用などの対策の効果によるものと考えられます。

今後も、日々の節水対策の励行により水使用量の削減に努めます。

【3】 グリーン購入の推進

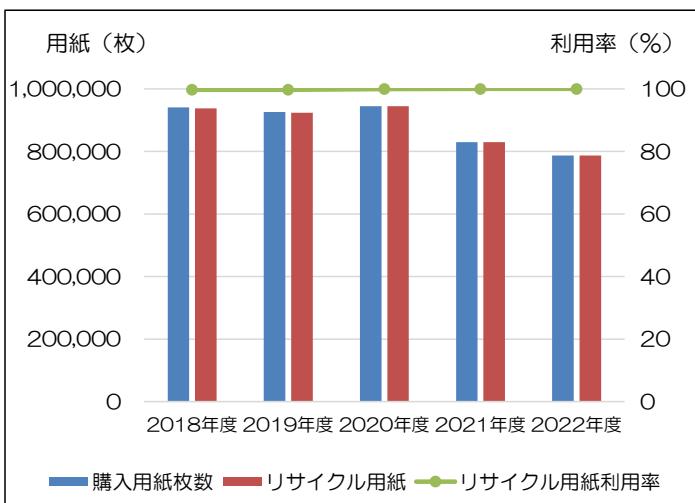
目標達成



協会は、埼玉グリーン購入ネットワーク(埼玉GPN)の会員であり、温室効果ガス排出量など環境負荷の低減に繋がるグリーン購入を推進しています。特に使用量の多い用紙類についてはリサイクル用紙の積極的な利用を進めるとともに、使用量自体の削減にも努めています。

2022年度のグリーン購入率は93.3%となり、目標値(91.5%以上)を達成しました。

今後も、グリーン購入適合品の購入を推進し、温室効果ガス排出量など環境負荷の低減に努めます。



2018年度～2022年度の用紙使用量の推移は左図のとおりです。

2022年度の用紙購入枚数は787,000枚でした。このうち、リサイクル用紙は全てで、リサイクル用紙利用率は100%でした。引き続き、購入品目を厳選してグリーン購入法適合品をはじめとする環境配慮型商品の購入率を維持させることに努めています。

なお、用紙使用量は前年度から5.1%(42,500枚)減少しており、今後も使用量の抑制にも努めています。

【4】 廃棄物の適正管理及び排出抑制

適正管理



廃棄物については各従業員が分別の徹底や排出抑制に取り組んでいますが、その状況を年4回(6月、9月、12月、3月)巡視して、分別状況を確認しています。また、この際に一般廃棄物排出量を秤量して排出状況を把握しています。

巡視結果は、環境教育の機会などに従業員にフィードバックし、廃棄物の適正管理に努めています。

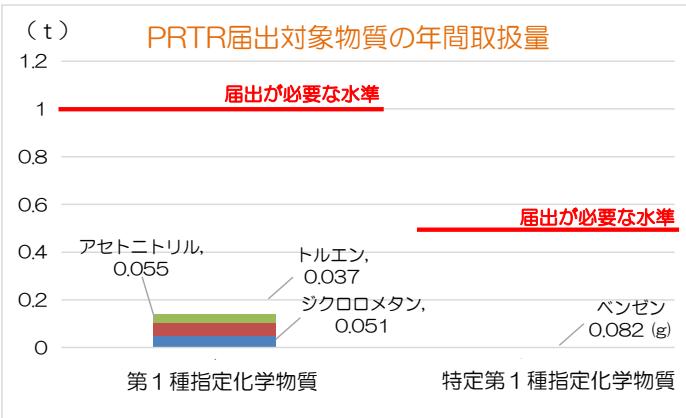
【5】 化学物質の取扱量の適正管理

目標達成



PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは化学物質が、どこから、どれだけ環境中に排出されたか、あるいはどれだけ運び出されたかを把握・集計・公表する仕組みです。

PRTR法では、第1種指定化学物質ごとの年間取扱量が1t以上、特定第1種指定化学物質は0.5t以上、また、埼玉県生活環境保全条例及びさいたま市生活環境の保全に関する条例では、条例で上乗せした44物質を含む各化学物質の年間取扱量が0.5t以上である場合、届出が必要とされています。



協会は年間取扱量が少ないため、法及び条例の届出対象とはなっていませんが、対象化学物質については、4種類を使用しています。

2022年度の取扱量は、年間目標値「第1種指定化学物質の3種の合計 0.17 t」に対して、第1種指定化学物質の3種の合計が 0.143 t、特定第1種指定化学物質が 0.082 g であり、維持管理目標を達成しました。引き続き化学物質の適正管理に努めます。

【6】 簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上 ～ 簡易専用水道法定検査受検率の向上～

目標未達成

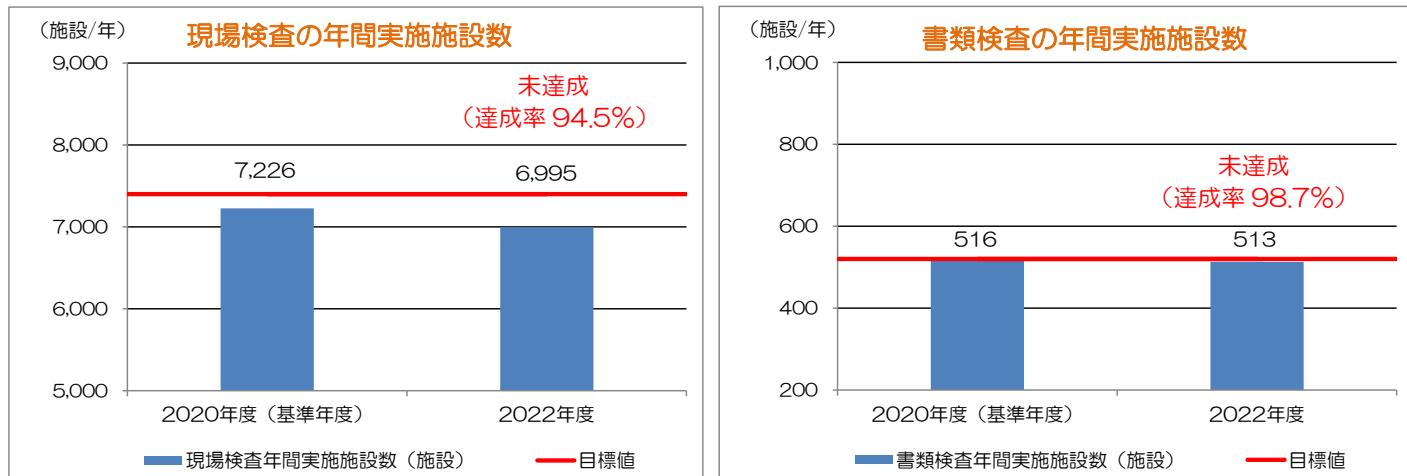


協会は、水道法第34条の2第2項の簡易専用水道の管理についての厚生労働省登録検査機関として、簡易専用水道設備の検査を実施しています。そこで、現場検査の年間実施数及び書類検査の年間実施数を目標値に定め、簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上を目指しています。

現場検査の年間実施数については、目標値 7,400 施設に対し、6,995 施設（達成率 94.5%）となり、目標を達成することはできませんでした。

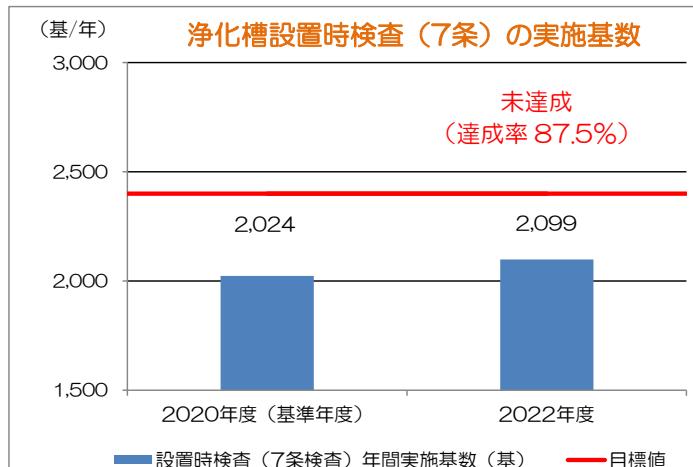
書類検査の年間実施数については、目標値 520 施設に対し、513 施設（達成率 98.7%）となり、わずかに目標を達成することはできませんでした。

引き続き、簡易専用水道の利用者に対して検査の必要性を訴え、法定検査の受検率向上に努めます。



【7】 公共用河川 水質の向上 ～ 净化槽法定検査受検率の向上～

目標未達成



協会は、埼玉県知事指定検査機関として浄化槽の法定検査を実施しています。浄化槽は河川などの公共用水域の水質向上を図る上で大きな役割を担っています。そこで、浄化槽設置時の検査（7条検査）の検査基数及び年1回の法定検査（11条検査）の検査基数を目標値に定め、浄化槽設置者に対して積極的に受検案内を実施しました。併せて、受検率向上対策の一環として受検案内の返信率を目標値に定めて評価を行いました。

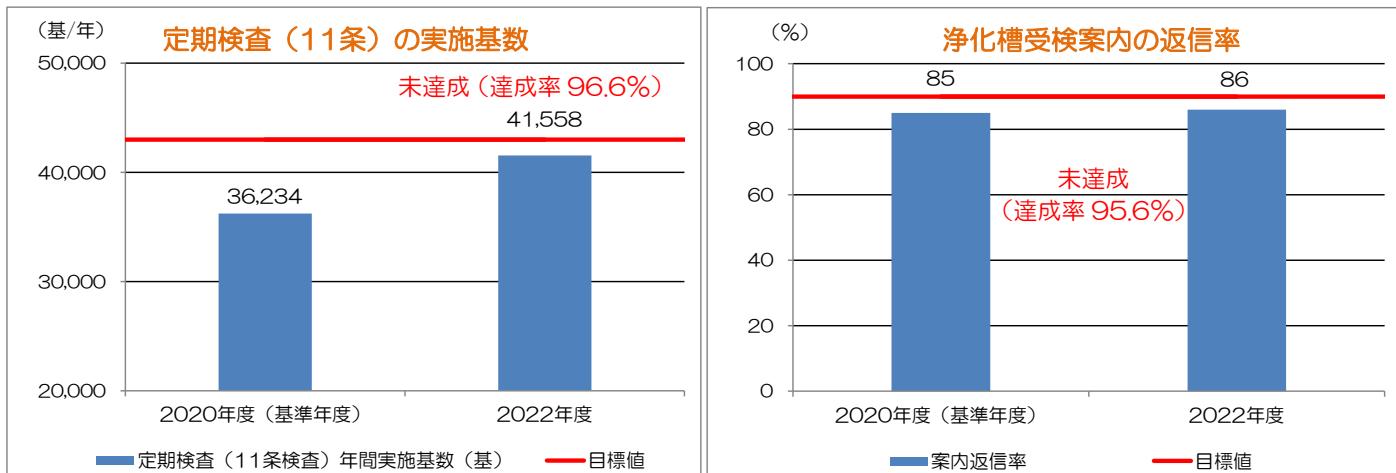
設置時の検査（7条検査）については 2022 年度の目標値 2,400 基に対し、2,099 基（達成率 87.5%）

となり、検査基数は、基準年度の検査基数を越えましたが、目標を達成することはできませんでした。

定期検査（11条検査）については、目標値43,000基に対し、41,558基（達成率96.6%）となり、基準年度を大幅に上回る検査基数でしたが、わずかに目標を達成することはできませんでした。

また、案内返信率については、目標値90%に対し86%（達成率95.6%）となり、目標を達成することはできませんでした。

引き続き県及び関係団体と連携し、法定検査の受検率が向上するように努めます。



【8】 環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進

概ね目標達成

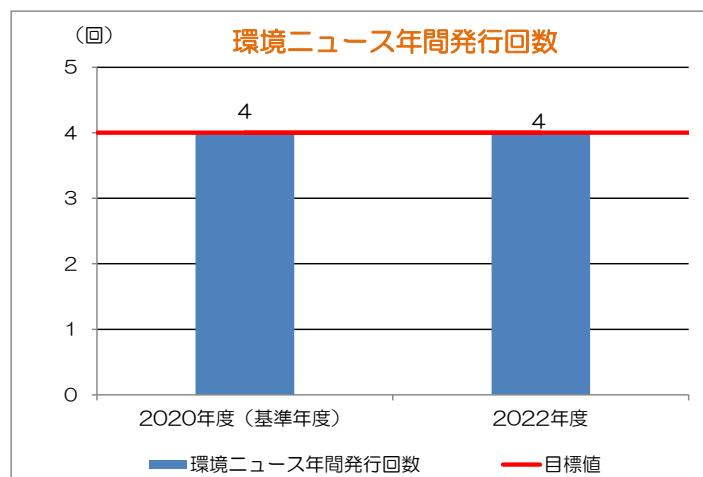
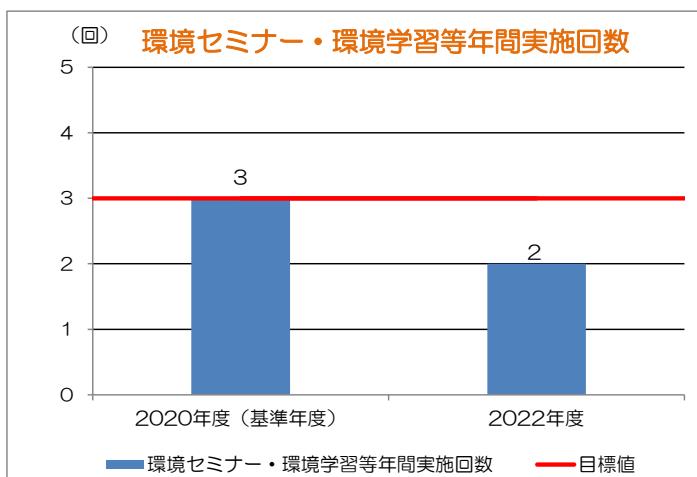
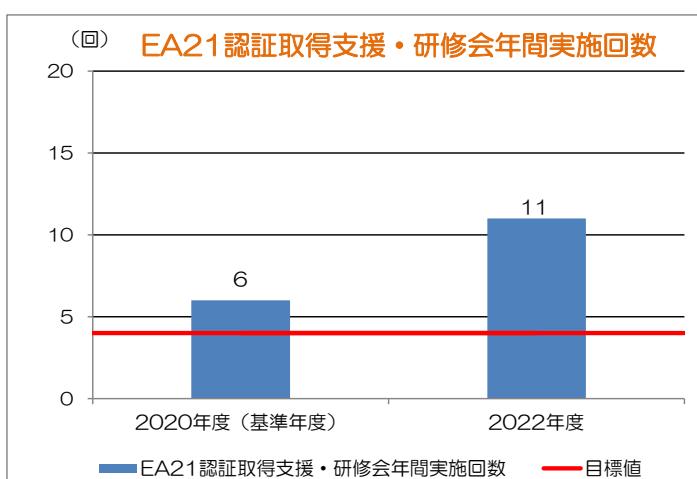


2022年度は、EA21認証取得支援・研修会年間実施回数に関する目標値「年間実施回数4回」に対して、年間11回実施し、目標を達成しました。

環境セミナー・環境学習等については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企画の中止により、目標値「年間実施回数3回」を達成することができませんでした。

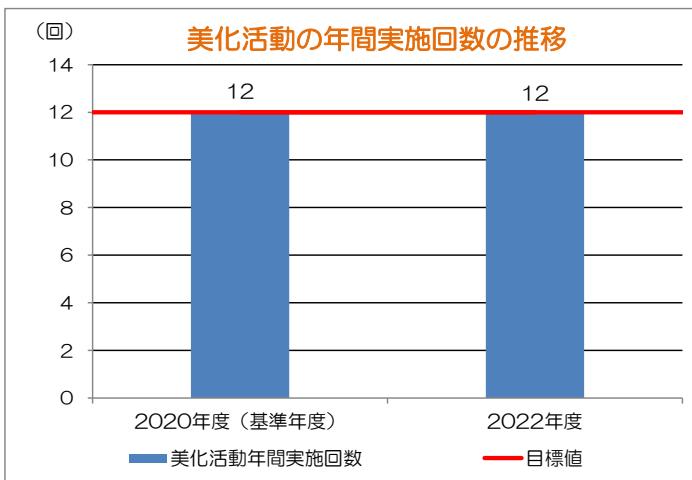
また、環境ニュースの発行については、目標値「年間発行回数4回」に対して、年間4回発行し、目標を達成しました。

今後も各種の環境啓発事業やEA21関連事業などについて、その内容の充実を図りながら、継続的に実施し、地域の環境意識の醸成に努めます。



【9】 4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート

目標達成

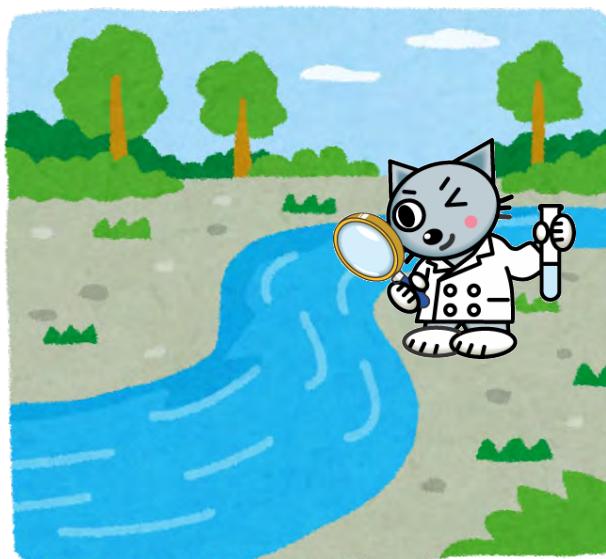
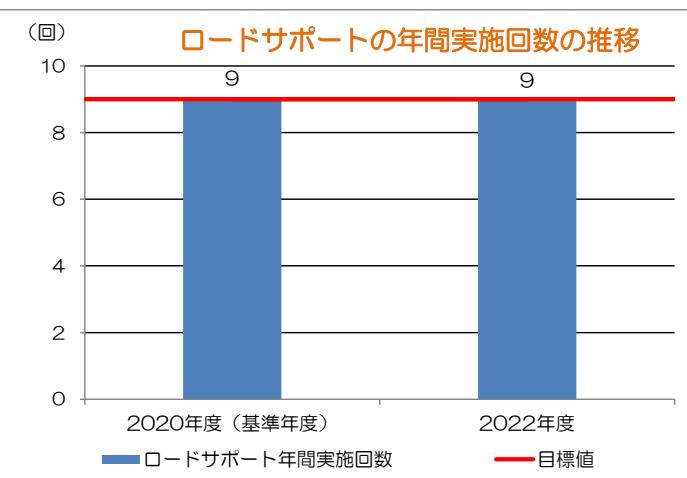
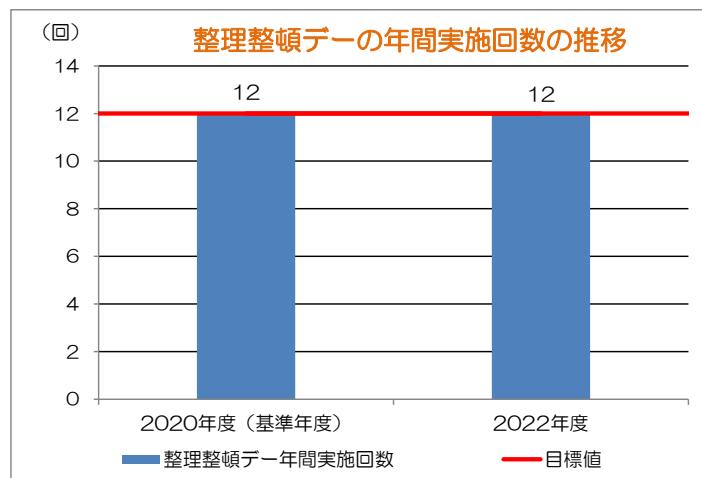


協会では毎月1回、事務所周辺の美化活動（西部支所ではロードサポートを実施）を実施しています。併せて、同一日を協会内整理整頓デーとし、日々の活動に加えて、4Sの向上を目指しています（「5-7 美化活動」の項を参照）。

2022年度は、美化活動と整理整頓デーともに目標「年間12回」を掲げ、活動しました。その結果、年間12回実施し目標を達成しました。

また、ロードサポートに関する目標値「年間9回」に対して、年間9回実施し目標を達成しました。

今後も美化活動を継続実施すると共に、協会内の整理整頓を実施し4Sの向上に努めます。



5 社会貢献活動



2022年度は、ウィズコロナ時代に合った社会貢献を模索しながら、活動しました。具体的には、対面とオンライン会議システムを併用した環境セミナーの開催、環境フォーラム実行委員への参加、環境わくわく体験（代替企画開催）、インターンシップの受け入れ、打ち水の環への参加、防犯パトロール実施、美化活動実施、環境ニュース発行・ホームページの公開、使用済み切手ボランティア、公益社団法人埼玉県緑化推進委員会「緑の募金」へ拠出、エコアクション21地域事務局さいたまの運営の11項目の社会貢献活動を行いました。

社会貢献活動を通じて、より多くの方々に環境への関心を高めてもらい、環境学習の機会や環境情報を提供しています。企業市民として地域とのパートナーシップを築き、地域と共に発展することを目指し、地域とのコミュニケーションを大切にしています。

5-1 環境セミナーの開催



第20回目となる「環境問題の現況と将来を展望するセミナー」は、設立50周年を迎えた当協会と2022年4月に埼玉県生物多様性センターを開設した埼玉県環境科学国際センター（CESS）が共同して2022年9月6日（火）にさいたま市民会館おおみやのレイボックホール集会室1で開催しました。コロナ禍の開催でもありオンライン併用としました。

また、地元さいたま市の後援を受け、認定NPO法人環境ネットワーク埼玉及びNPO法人いろいろ生きものネット埼玉に協賛いただきました。

セミナーは、「生物多様性と現代社会」と銘打ち、深刻な状況にあり、また、新型コロナウイルスとの根本的な繋がりがあると言われながら世間

の関心があまり高くない生物多様性の課題について、テレビなどでお馴染みの国立環境研究所の五箇公一先生による基調講演と3つのプレゼンテーションを通して考えるものとしました。

参加者は、会場に59名、全国からのオンラインで104名の合計163名であり、アンケートでは73%の方が「非常に参考になった」とし、27%の方が「参考になった」としています。

基調講演

「生物多様性異変と新型コロナ～感染症の時代を我々はどう生き抜くか～」

講師 国立研究開発法人国立環境研究所

生物・生態系環境研究センター 五箇公一生態リスク評価・対策研究室長

プレゼンテーション

1 「埼玉県生物多様性センターの概要」

講師 埼玉県環境科学国際センター 三輪誠研究推進室長

2 「埼玉の生物多様性保全の課題と生物多様性センターへの期待」

講師 公益財団法人埼玉県生態系保護協会 堂本泰章専務理事

3 「生物多様性情報学の現在と埼玉県生物多様性センターへの期待」

講師 東京都立大学環境学部 大澤剛士准教授

5-2 環境フォーラム実行委員への参加



自治体が主催する環境フェアやフォーラムなどの環境イベントに対して、環境啓発品の提供、パネルの展示、職員の派遣などを行っています。今年度は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため協力要請は少なく、11月23日（水）に鐘塚公園・ソニックシティイベント広場で開かれた「第21回さいたま市環境フォーラム」に実行委員として参加しました。

さいたま市環境フォーラムは、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため3年ぶりの開催であり、当協会は、「排水処理を知ろう！浄化槽モデル展示コーナー」として浄化槽モデルや浄化槽に関するパネルを展示して浄化槽の構造や法定検査について紹介し、映像やパンフレットによる環境分析等の業務紹介を行いました。当日は朝から雨が降る中、多くの方にお立ち寄りいただきました。

5-3 県民の日協賛イベント・環境わくわく体験



当協会では地域住民の方々との交流を図りながら、子どもたちが楽しみながら学べるような体験型学習の提供や環境に配慮した活動方法の紹介、環境問題に対して分かりやすく解説を行うイベントとして、「環境わくわく体験」を2006年から協会本部敷地内で実施していました。

今年度は昨年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、開催を見送りました。そこで、当協会で実施してきた環境学習のなかから、身近なもので体験できるプログラムを紹介する「環境わくわくコーナー」をホームページにて追加掲載し、拡充を図りました。

（協会ホームページ URL : <http://www.saitama-kankyo.or.jp/>）

5-4 インターンシップの受け入れ



日本大学 生産工学部 應用化学科（1名）、東京農業大学 應用生物科学部（2名）の学生をインターンシップとして受け入れ、水質検査・大気調査、分析などの業務を体験してもらいました。

5-5 打ち水の環への参加



7月29日（金）に「埼玉打ち水の環 2022」（主催：埼玉県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉）、埼玉県 共催：パリクラブ21埼玉、さいたま市環境会議）に参加し、貯留した雨水や飲料水等の汚染のない分析用試料（保存期間経過後の試料）を活用し打ち水を実施しました。連日の猛暑の中、ひと時の涼しさを体感することができました。

また、環境省が実施する地球温暖化対策国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、温暖化対策のために省エネ・低炭素型の製品・サービスの利用や行動に努めています。

5-6 防犯パトロール



埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者の活動として「防犯のまちづくり宣誓書」に基づき、地域における犯罪抑止力の向上に寄与するため、毎月1回、腕章・団体名・イラスト入りスタッフジャンパーを着用し、地域美化活動・防犯パトロールに取り組んでいるほか、営業車両運行中に防犯の目となることを意識し、不審者を見かけた場合は積極的に通報することにしています。

5-7 美化活動



本部、各支所では、日々、事務所周辺の美化に努めるとともに、毎月1回全従業員が参加し、施設周辺や周辺道路、近隣住宅を中心に清掃美化活動を実施しています。また、西部支所では彩の国ロードサポートに参加しており、県道39号線周辺の清掃美化活動を年9回実施し、快適で美しい道路環境づくりに寄与しました。

また、埼玉県で実施された埼玉県秋のプラごみゼロウィーク（実施期間：9月17日～10月31日）に賛同し、地域清掃活動に参加しました。

5-8 環境ニュースの発行・ホームページの公開



環境ニュースは、環境保全にまつわる今日的課題や法制度に係る解説、研究、評論および啓発などを中心とした定期刊行広報誌として年4回、各4,200部発行し、埼玉県内自治体の環境関連部署、公民館などの公共施設、各種イベント等で無料配布しています。2022年度は174号～177号を発行しました。

また、協会の各種の活動はもとより、環境ニュースや環境関連の法改正情報などを協会のホームページで発信していますので是非ご覧ください。2022年度のホームページのアクセス数は、170,917件でした。

今後も、環境ニュースやホームページの内容を充実させ、情報発信に努めます。

(協会ホームページ URL : <http://www.saitama-kankyo.or.jp/>)

5-9 使用済み切手の回収



協会に郵送されてきた郵便物の使用済み切手を回収し、「特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター」に寄付しました。2022年度は、年間累積402gの使用済み切手を回収することができました。今後も社会貢献活動として継続して活動していきます。

5-10 公益社団法人埼玉県緑化推進委員会「緑の募金」へ拠出



当協会は、「CO₂吸収を促進する森林の整備」を目的とした公益社団法人埼玉県緑化推進委員会の「緑の募金」へ拠出を行いました。

5-11 エコアクション21 地域事務局さいたま -中小事業者の環境への取組を応援しています-



EA21は、環境省が定めた環境経営のための仕組みです。2004年10月に認証・登録制度が始まり、現在、全国で約7,500社の事業者が認証・登録しています。

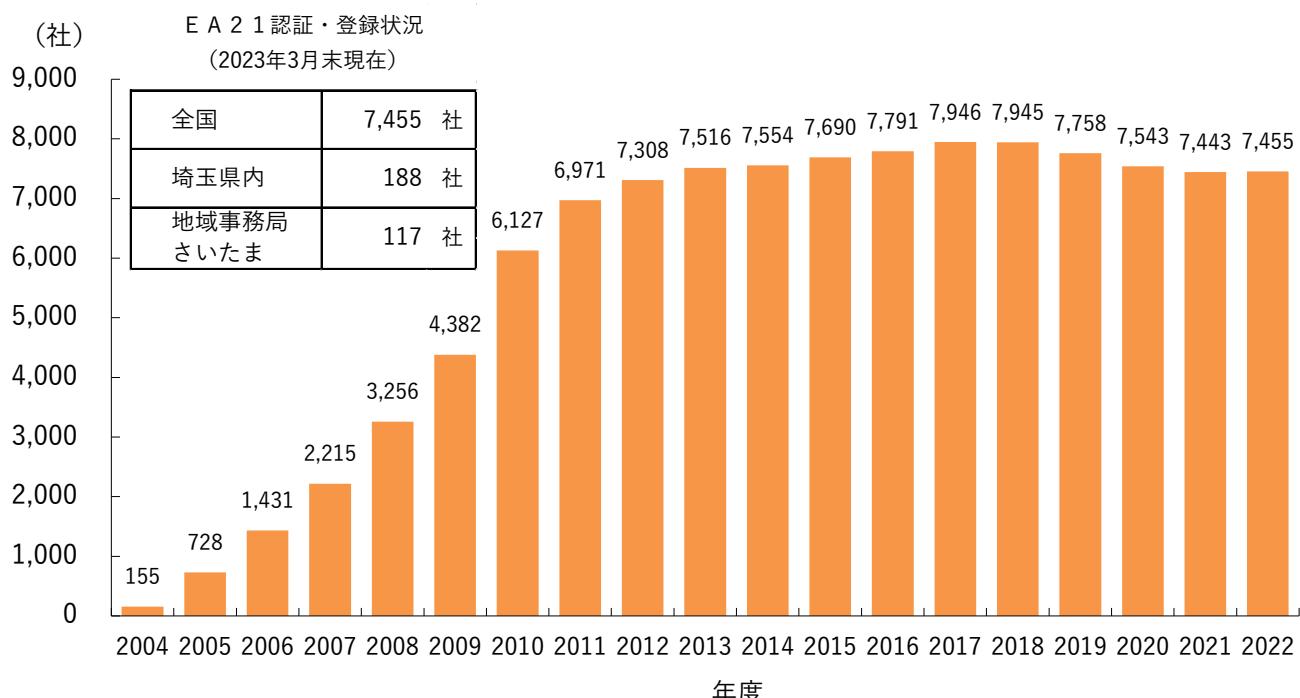
協会は、このEA21の埼玉県における地域事務局として117社（2023年3月末現在）の認証・登録された事業者の事務手続のサポートや、これから認証・登録を目指す事業者、自治体への普及啓発を行っています。

EA21をさらに普及させるために、川越市・富士見市・坂戸市・日高市・川島町と協働で「EA21認証・登録研修会」を開催しました。また、「一般社団法人さいたま市建設業協会 関係企業グリーン化プログラム」を開催しました。

これらの活動を通じて、引き続き中小事業者の環境への取組を応援していきます。



● エコアクション21認証・登録事業者数の推移



6 収益事業を通じた社会貢献



6-1 飲料水分析



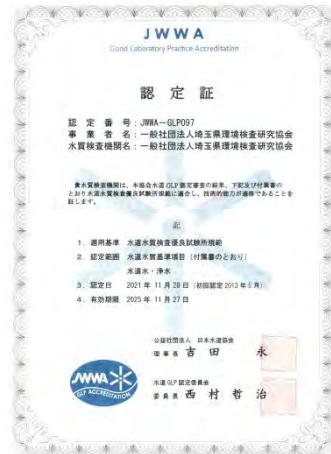
水道事業者等が安全な水道水を供給するために行う定期又は臨時の水質検査を事業者に代わり実施しています。この検査は、水道法に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた者が行うことになっています。

良好な水質の水道水を安定して供給することは、利用者の健康維持に不可欠であることから、検査は迅速かつ正確であることが求められます。このため、水道 GLP や ISO/IEC17025 の外部認証の維持、国や県が実施する外部精度管理調査への参加、検査機器の維持管理、検査担当

者の技術力の向上などを通じて検査の信頼性確保に努めています。

2022 年度の外部精度管理調査については、参加したすべての調査で「適正」の評価を得ています。また、水質異常時に緊急の採水や分析測定に対応できる体制をとっており、2022 年度には 2 つの水道事業者から緊急調査の依頼や対応の相談を受けました。

水道法に基づく検査以外では、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく井戸水の検査、「学校保健安全法」に基づく学校関係の飲料水検査、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく特定建築物(一定以上の床面積の建物など)の飲料水検査、「遊泳用プールの衛生基準」に基づくプール水の水質検査などを実行できました。



6-2 環境調査・環境分析



大気・水質・土壤などの環境測定分析と、事業所の快適な作業環境を形成するための作業環境測定、室内環境測定、生活環境の保全のための騒音・振動・悪臭・廃棄物などの各種調査分析を行っています。

環境分析においては、埼玉県が実施する「埼玉県水質精度管理調査」や「環境省統一精度管理調査」等の外部精度管理に積極的に参加し、良好な結果であるとの評価を得ています。これらの外部精度管理へ参加するとともに、内部精度管理を実施し、技術維持に努めています。

作業環境調査部門においては、公益社団法人日本作業環境測定協会のクロスチェックに毎年参加し合格しています。また、2022 年度石綿分析技術評価事業へ参加し、建材中石綿分析に関しては区分 1(定性分析)合格者、区分 3(定性・定量分析) A ランクの認定を受けています。

このように、分析技術力の維持、向上に努めています。また、測定機器についてはメーカー技術員による定期的なメンテナンスの実施、適宜更新を行うことで、適正な分析体制を整備し、信頼性のあるデータの提供に日々努めています。

6-3 処理槽法定検査（処理槽法第7条・11条）



処理槽法に基づいて、埼玉県知事の指定検査機関として、県南、県西部区域の処理槽法定検査を行っています。法定検査により処理槽の維持管理状況と機能の確認を行い、公共用水域への汚濁負荷の低減に努めています。また、県内の受検率は全国レベルと比較して、低迷していることから、県、市町村及び関係団体と連携して、積極的な受検促進案内を送付するとともに、指定採水員制度や処理槽維持管理一括契約制度の導入推進など、受検率向上対策を積極的に行ってています。

第7条検査（設置状況検査）については、埼玉県及びさいたま市との連携を図り、受検啓発文書発送及び訪問活動を行い、受検率向上、維持管理の徹底に向けて努力しております。

第11条検査（定期検査）の検査基数は、指定採水員検査、検査員検査共に増加し、昨年度に対し、約1,300基増加しました。また、その他、指定採水員講習会や、埼玉県知事指定研修機関としての処理槽管理士研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、開催致しました。また処理槽法定検査に係るBOD水質分析においては、外部精度管理等へ積極的に参加し、精度向上に努めています。

さらに、2022年12月には、環境省職員による処理槽法定検査の現場視察と県、市町村担当も含めた意見交換を土呂支所で実施しました。法定検査の意義を改めて考え、今後の受検率向上を推進するうえで良い機会となりました。

6-4 簡易専用水道検査



マンションなど貯水槽経由で水道水を供給する簡易専用水道を対象に、厚生労働大臣の登録を受けてその管理に関する検査を行っています。これまでには、埼玉県と近隣都県の区域を対象にしてきましたが2022年度から関東甲信越及び福島県、静岡県の区域を対象にしました。

検査実施率は、埼玉県72%（全国78%）と飲用水の検査としては十分とは言えないことから、県や市町村と協力して検査の促進に努めます。また、定期的に所内考査を行うなど検査員の能力向上を図り検査に万全を期しています。さらに、検査員に対する安全教育として高所作業に使用する胴ベルト、フルハーネス安全帯の装着に関する指導を行っています。

また、貯水槽は清掃などのメンテナンスが欠かせません。このため、清掃業者に対して維持管理に関する講習会に講師を派遣するなど関係業界への協力を図るとともに、地下水などを水源とする専用水道の施設設置者の求めに応じ水道技術管理者を選任してその施設の管理を行っています。

6-5 環境技術実証事業（ETV事業）～実証機関として環境技術を実証しています！～

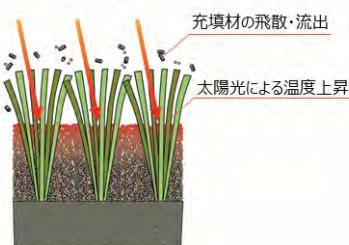
本事業では、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境改善効果等を第三者が客観的に実証しています。環境技術を実証する手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としています。

協会が2022年度に実証した技術は「エムエスクラフト（人工芝）」と「水草刈取専用船 アクアティックワイヤードハンター」です。前者は、特殊捲縮加工されたパイル（人工芝葉）がゴムチップ等の充填材を覆い隠す構造となっているため、充填材に日射が届きづらく、充填材の温度上昇を抑制します。この効果により、人工芝フィールドの温度上昇を抑制することができ、ヒートアイランド対策に貢献できます。さらに、特殊捲縮加工されたパイルが充填材を覆う構造から、マイクロプラスチックによる環境汚染の一因ともいわれている充填材の流出抑制にも効果的な技術です。後者は、湖沼等に異常繁茂した水草を切断・排除することで、景観や溶存酸素量等を改善するとともに、生態系を健全化することができる技術です。

これらの技術に対して、試験結果に基づく環境改善効果の第三者評価を行いました。

これまでに実証した技術の実証結果は環境省のホームページに掲載されています。

従来品



MS CRAFT シリーズ



従来の直毛型人工芝の課題

- ・夏場の表面温度が高くなりやすい
- ・充填材がグラウンド外に流出しやすい
- ・経年によりパイレが倒れてプレー感が変わる

MS CRAFT シリーズの特徴

- ・充填材の種類に関わらず、優れた温度抑制効果を発揮
- ・充填材の飛散や降雨での流出を抑制
- ・経年の形状変化が少ない

エムエスクラフト (MS CRAFT) の特徴

環境省 ウェブサイト（実証結果・写真引用先） <http://www.env.go.jp/policy/etv>

6-6 カンボジア環境教育の講師派遣



特定非営利活動法人 Nature Center Risen では、「カンボジア市民への環境意識普及啓発による持続可能な生活環境実現事業」として、カンボジア環境省職員や地方行政職員を対象とした環境教育を行っておりまます。この活動において、講師依頼を受け水環境に関する環境教育に講師として参加しました。環境教育では「水環境問題と環境教育」の講義と「マーブリングの原理をつかって水の汚れを測る実験」の実習を実施しました。

対面形式での授業を通して、現地行政職員の熱心に勉強する姿から、環境問題の解決への熱意が伝わってきました。今後もこのような活動に参加し、海外の環境改善の一助となるよう努めて参ります。

6-7 鳩山町 2022 年 7 月豪雨の災害対応に係る感謝状



2022 年 7 月 12 日の夜、埼玉県西部を中心には記録的な大雨により、鳩山町では河川の氾濫の影響を受け、床上浸水 23 世帯、床下浸水 10 世帯、鳩川溢水、道路冠水 12 件、このほかにも土砂崩れなどの大きな被害に見舞われました。被災直後に設けられた災害廃棄物仮置き場から発生する恐れがある気中石綿調査の相談を受け、速やかに調査、測定に対応しました。その結果、石綿の飛散はなかったと確認することができました。

このことを受け、社会活動における暮らしの安全に寄与したとして、2023 年 1 月 26 日に小峰孝雄 鳩山町長より感謝状が贈られました。



当時の報道(左:大雨情報(点状で停滞)、中:浸水被害、右:土砂崩れ)

7 内部コミュニケーション

協会は、「FOR ECO」を掲げ、環境のため、お客様のためを第一に考え、それが自らの組織や従業員個人のためにつながっていくことをモットーとしています。このことは、組織や従業員個人がお客様や環境につながっていること、それを常に認識することを意味しています。協会のすべての従業員がいきいきと働くことができる、働きがいのある職場環境を創ることにより、環境保全とお客様の満足につながり、地域社会と共に発展していくことができると考えています。

風通しのよい組織づくりを心がけながら、事業活動の発展とより働きやすい職場を目指して、働きがいのある職場環境づくりを進めています。

7-1 働きやすい職場環境のための取り組み

働きやすく働き甲斐のある職場環境づくりのための主な取組は次のとおりです。

職場環境づくりの基本である4S（整理・整頓・清掃・清潔）については、整理・整頓デーを設け、美化活動と併せてチェックリストを用いて、改善活動を推進しています。

新入職員研修や、参事、主幹向けの階層別研修の他、全社で環境活動を維持・推進していくための「環境教育」、職員の業務経験から得た事例を発表する「職員研究・事例発表会」等の機能別研修を行っています。

メンタルヘルス対策については、「メンタルヘルス関連研修会」を開催し、職場環境の改善に努めつつ、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、パワーハラスマントやセクシャルハラスマントの未然防止に努めています。また、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」に対応し、一次予防（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）を行い、労働者自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因の排除につなげます。

ワーク・ライフ・バランスについては、職員が仕事と子育てを両立させることができる環境をつくるため、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画及び女性の活躍に関する情報」の公表を行っています。また、小学校就学の始期に達するまでの「育児又は介護のための所定外労働時間の制限の法令上乗せ」、小学校卒業までの「育児短時間勤務の法令上乗せ」や、埼玉県健康経営認定制度に基づく「健康宣言」の公表を実施しました。

7-2 安全・安心な職場環境のための施策

各種業務の実施に伴う事故を未然に防止し、安全を確保するため、ヒヤリ・ハット報告を徹底しています。マネジメントレビューでは、2022年度に発生したヒヤリ・ハット事例について周知を行い、その情報の共有化を図りました。

分析室や事務所などの職場については、厚生委員会が定期的に巡回を行い危険要因がないか確認するとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断や作業環境測定を定期的に実施し、職場環境の維持改善に努めています。

また、「新型コロナウィルス感染症予防・協会ルール」に則り、定期的な換気や消毒、事務スペースに仕切り板の設置などの感染防止対策を実施しました。

7-3 令和4年度 企業対抗！コバトンウォーキングチャレンジ 優勝



埼玉県コバトン健康マイレージを活用し、従業員の健康増進及び健康経営の推進に役立てる目的をもとに、期間内の歩数を競う「令和4年度 企業対抗！コバトンウォーキングチャレンジ」に当協会従業員有志が参加し、平均最終歩数 31,056 歩／日で 5～13 人クラスにおいて 1 位となりました。

2022年12月21日に優勝チームとして健康経営埼玉推進協議会会長様より表彰状及び目録が授与され、表彰の模様が2023年1月19日開催の「埼玉県健康経営オンラインセミナー」にて報告されました。

8 外部コミュニケーション

CSR 報告書の発行、配布を通して、お客様や関係者の皆様からご意見をいただき、協会の運営にフィードバックしています。年4回発行している環境ニュースでも各号に必ずアンケートハガキを添付し、協会の業務全般や環境ニュースの内容についてご意見を求め、業務へのフィードバックに努めています。加えて、環境セミナーやその他の開催イベントにおいてもアンケート調査を実施し、参加者の皆様の声を次の開催に活かしています。協会の業務においては、様々なお客様と接する機会があることから、こうした際にいただくお客様の貴重な生の声を大切にし、さらなるサービス向上に努めています。

また、毎年6月に重要事項等を決定する機関である定時社員総会において、社員の皆様（協会の事業に賛同し、会費を納入いただいている個人・企業の皆様）からご意見を頂戴し、協会の運営に反映しています。

9 代表者の評価と見直し

2018年度から環境マネジメントシステムをISO 14001からEA21に切り替え、環境経営目標を設定し、各種の環境活動を推進しています。このうち環境負荷の低減については、ガソリン・軽油使用量の削減を除き、目標を達成することができました。今後も昨今の社会的情勢等も踏まえ、目標の見直しを図り、より一層の環境負荷低減を目指します。

協会の本来業務についても目標を設定していますが、簡易専用水道検査業務と浄化槽法定検査業務は目標を達成することができませんでした。今後も埼玉県及び関係団体と連携していくとともに、経営者としてのリーダーシップを発揮しながら役職員一丸となって、簡易専用水道と浄化槽の法定検査の受検率が向上するように努めて参ります。

環境意識の醸成、啓発等の社会貢献活動については、概ね目標を達成することができました。本活動についても新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受け、「環境わくわく体験」や「いきいき坂戸水辺環境教室」のイベントを中止せざるを得ませんでした。このため、環境わくわくコーナーをホームページに掲載し、情報発信をしました。さらに、環境セミナーでは、対面とオンライン形式を融合させたハイブリッド方式を活用し、ウィズコロナ時代に合ったイベントを開催することができました。これらの経験を基に、アフターコロナ時代に適応したイベントを今後も企画・運営し、社会貢献を進めていきたいと考えています。

埼玉県多様な働き方実践企業認定制度において最高位の「プラチナ企業」の認定は、これまで進めてきた働きがいのある職場環境つくりが実った結果であり、正に基本理念フレーズの「For Organization」を体現したものです。今後も仕事と家庭の両立を支援し、従業員が働きやすい職場を目指して参ります。

最後に、「社会に安全と安心を与えるための第三者評価機関」として、内部・外部とのコミュニケーションを活発に行い、お客様、従業員、地域住民の方々等、ステークホルダーの信頼に応えられるようなCSR活動を続けていきます。

10 第三者レビュー

福島 武彦
筑波大学 名誉教授

【専門分野】
土木環境システム、環境動態解析



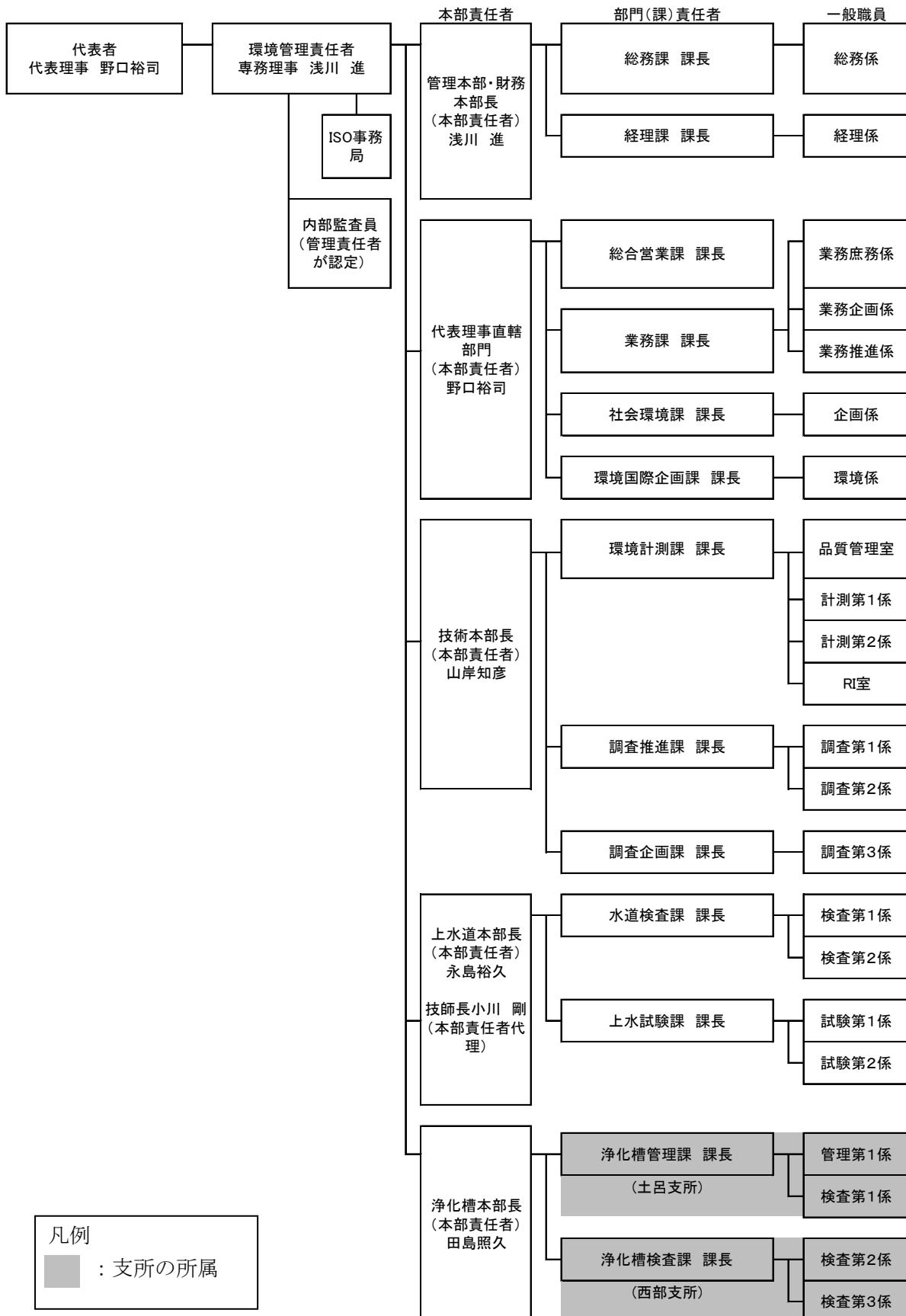
本報告書は、環境分野におけるCSVの実践を目指す法人である埼玉県環境検査研究協会が2022年度の取り組み状況を検証すべくまとめたものであり、私はまず、協会のCSR活動、ならびに報告書作成への意気込みに感銘を受けました。協会のホームページを見ると、2015年度から従来の環境報告書の幅を広げる形でCSR報告書とされたとのこと、内容面での充実も含めて、先進的な活動が続いていることを理解しました。協会の本来業務である環境の検査、調査、分析、研究、普及活動が、人の健康を保護し、快適な生活環境の保全を図るという社会的共通価値の創造にそのままつながっているのは当然としても、そうした業務の確実な実施にとどまらず、埼玉県SDGsパートナー第1期登録事業者等の登録を受ける、埼玉県多様な働き方実践企業の最高位であるプラチナに認定される、SAFEコンソーシアムに参加する等、率先して県内の環境企業のトップランナーを目指す姿勢は高く評価されるものです。

2022年度では、目標として掲げた9つのエコオフィス活動の内、6つは達成したものの、3つは非達成となりました。ガソリン・軽油使用量の削減、簡易専用水道法定検査受検率と浄化槽法定検査率の向上については残念ながら非達成でしたが、今後は車種の変更や県等の管理者との連携を図り、目標達成に近づけることを期待しています。非達成の場合の対処の仕方については、どのような工夫ができるのか、後に続く団体が注目しています。一方、達成した6つの活動については、さらに高い目標値を設定することや、指標の変更を行うことにより、SDGsの実現に向かって進んで行くことを期待します。また、内部コミュニケーションについては、一人一人の従業員がどのように感じているかをさらに明らかにして、問題点があればその改善に継続的に努力されることを願っています。

貴協会は、環境省の環境技術実証事業(ETV事業)で、水環境改善や温暖化防止のための技術開発とその普及に対し、今後ともその事業の中核を担っていただきたいと考えています。特に、博士取得者が5名も在籍されていることから、新しい環境技術の開発、評価、そして普及等の観点で先導的な役割を果たしていただければと期待しています。将来にわたり、環境分野におけるCSV実践法人として、埼玉県、日本、そして世界の中で模範となるような先進的な活動を続けて行かれることを願っています。

エコアクション21 実施体制（役割と権限）

(1) 環境経営組織図



(2) 役割及び権限

役割	権限
ア) 代表理事	最高経営層としての責任と権限を有す。
イ) 副代表理事、専務理事、常務理事	代表理事を補佐する。
ウ) 管理責任者	マネジメントシステムに必要な活動、運用の責任と権限を有す。
エ) 本部長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、統括する。 (本部責任者)
オ) 課長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、統括する。 (部門(課)責任者)
カ) 係長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、監督する。
キ) 内部監査員	マネジメントシステムを監査する。
ク) ISO事務局	管理責任者を補佐し、ISO事務局を所掌する。
ケ) 一般職員 嘱託、契約、派遣職員含む	マネジメントシステムに必要な活動を行い報告する。

エコアクション21 認証・登録範囲（登録事業所の概要）

(1) 事業者名及び代表者名

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口 裕司

(2) 所在地(認証・登録の範囲)

本部 〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450 番地 11
土呂支所 〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町 1 丁目 50 番 4 号
西部支所 〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡 1 丁目 11 番 34 号
※全組織、全活動を範囲とする。

(3) 環境管理責任者、担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者 浅川 進
担当者 社会環境課 大塚 俊彦
連絡先 電話：048-649-5496 FAX：048-649-5493
E-mail：t.otsuka@saitama-kankyo.or.jp

(4) 事業内容

環境にかかる測定、分析及び調査・研究
水道事業の原水・浄水の検査
簡易専用水道に関する法定検査
浄化槽に関する法定検査
環境保全活動の普及啓発及び支援

(5) 事業の規模（2022 年度末現在）

売上高 1,084,791 千円
従業員数 126 名
事業所延べ床面積 2,914.15 m²

(6) 法人設立年月日

昭和 47 年 5 月

(7) 資本金

一般社団法人につき 0 円

環境経営目標

2022年 4月 1日

No.	項目	目標内容	単位	基準年度 2020年度	年度目標 2022年度	中期3年目標		
						2022年度	2023年度	2024年度
環境負荷								
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO ₂ /千円	0.45	△1%	△1%	△1.5%	△2%
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	661,592	△1%	△1%	△1.5%	△2%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	L/台	1,092	△1%	△1%	△1.5%	△2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	6,165	△1%	△1%	△1.5%	△2%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	2,499	△1%	△1%	△1.5%	△2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	91	91.5%以上	91.5%以上	92.0%以上	92.5%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	—	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理(3物質)	t(トン)	第1種0.17	±0	±0	±0	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	活動継続	活動継続	活動継続
サービスの提供								
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	現場7226施設 書類516施設	現場7400施設 書類520施設	当該年度毎に目標設定		
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 年間実施基数 案内返信率 %	7条2024基 11条36134基 返信率85%	7条2400基 11条43000基 返信率90%	当該年度毎に目標設定		
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境セミナー・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 セミナー・学習等 年間件数 ニュース 年間発行回数	支援・研修会6回 セミナー・学習3回 ニュース4回	支援・研修会 年間4回以上 セミナー・学習等 年間3物件以上 ニュース年間4回発行	活動継続	活動継続	活動継続

環境経営計画（環境経営目標毎の具体的取り組み一覧）

2022年4月1日

No.	項目	取り組み内容	実施時期	取纏部門	主管部門	該当部門
環境負荷						
二酸化炭素排出量の削減						
1	電力使用量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課 (環境計測課含む全部門分)	環境計測課	全部署
		②No残業Day及び19：00退社（消灯）の励行	通年			
		③クールビズ、ウォームビズの推奨	別途期間明示			
		④エアコンフィルターの定期清掃（月1回推奨、美化活動、大掃除）	12月ほか			
2	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブ・アイドリングストップの励行	通年	総務課（調査推進課・調査企画課含む全該当部門分）	調査推進課・調査企画課	社会環境課・総合営業課・業務課・調査推進課・調査企画課・上水試験課・水道検査課・浄化槽検査課
		②軽自動車等への入替、ドライブレコーダーの導入推進				
3	都市ガス使用量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課	総務課	全部署
		②クールビズ、ウォームビズの推奨				
4	水使用量の削減	①給湯室やトイレ等の節水	通年	総務課	総務課	全部署
		②分析機器や排気装置、洗浄水等の節水				
		③夏場の打ち水時の雨水等再利用水の活用				
5	グリーン購入の推進	グリーンマーク・エコマーク表示商品の購入推進	通年	総務課	総務課	全部署
6	廃棄物の適正管理と抑制 排水の適正管理	①廃棄物の適正廃棄、定期的なパトロールによる廃棄物分別増減の把握と排出抑制	通年	総務課・社会環境課（全部署分）	総務課	全部署
		②排水の適正管理（自主基準設定等による管理）				
7	化学物質の取扱量の適正管理	①取扱い化学物質の種類及び量の把握（＊3物質アトコトリル、トルヒ、ジクロロメタリ）	通年	総務課（環境計測課含む全該当部門分）	環境計測課	該当物質取扱い部署
		②適正な保管、使用による取扱量の管理（3物質）				
8	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	月1回の美化活動、整理整頓Day実施	通年	総務課	総務課	全部門
サービスの提供						
9	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施	通年	水道検査課	水道検査課	水道検査課
10	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施、受検案内の送付	通年	浄化槽管理課・浄化槽検査課	浄化槽管理課・浄化槽検査課	浄化槽管理課・浄化槽検査課
11	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施、環境セミナー・環境啓発学習の実施、環境ニュースの発行	通年	総務課	総務課	総務課・社会環境課

*当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あるため、対象を3物質としています。

進捗管理表

2023年4月28日現在

No.	項目	目標内容	単位	基準年度	年度目標	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期累計			第4四半期 (年間)確認
				2020度	2022年度 (年間目標値)	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (半期)	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (年間)	
環境負荷																		
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO2/千円	0.450	△1.0%	△ 3.37	3.87	△ 8.79	△ 2.81	△ 4.99	△ 10.30	△ 10.60	△ 9.27	△ 9.09	△ 8.85	△ 9.89	△ 8.09	目標クリア
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	661,592	△1.0%	△ 5.40	△ 6.55	△ 8.09	△ 6.96	△ 7.39	△ 9.98	△ 10.22	△ 9.95	△ 9.68	△ 8.87	△ 8.17	△ 7.95	目標クリア
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減(車両平均燃費の向上)	ℓ/台	1,092	△1.0%	△ 5.80	14.28	10.22	6.66	4.84	1.49	0.42	0.04	4.72	4.34	4.40	3.33	目標未達
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	6,165	△1.0%	△ 39.53	△ 25.78	△ 37.82	8.44	8.95	△ 4.06	△ 1.56	△ 1.35	△ 1.04	△ 3.20	△ 2.79	△ 4.30	目標クリア
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	2,499	△1.0%	-	21.48	-	4.15	-	△ 7.35	-	△ 8.02	-	△ 5.03	-	△ 4.96	目標クリア
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	91	91.5%以上	-	-	89.3%	-	-	96.7%	-	-	94.2%	-	-	93.3%	目標クリア
4	廃棄物の適正管理と排出抑制 排水の適正管理	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目指す。	-	-	適正管理	-	-	問題なし	-	-	問題なし	-	-	問題なし	-	-	問題なし	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理(3物質)	t(トン)	第1種0.17	±0	-	-	-	-	-	第1種0.05 特定0.00	-	-	-	-	-	第1種 0.14 特定0.00	取扱量把握抑制目標内
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施(西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動年間回数 ロードサポート年回数(西部支所) 整理整頓デー実施回数	美化活動年間 12回 ロードサポート年回数 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化 整理実施 100%	美化 整理実施 100%	美化 整理実施 100%	美化 整理実施 (巡回評価) 100%	美化 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化12回 ロード9回 整理実施年12回 100%	目標クリア
サービスの提供																		
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	現場検査、書類検査、年間実施施設数	現場7226施設 書類516施設	-	-	現場: 1,685 101.2% 書類: 74 87.1%	-	-	現場: 3,393 99.5% 書類: 152 89.4%	-	-	現場: 5,193 97.1% 書類: 297 92.8%	-	-	現場: 6,995 94.5% 書類: 513 98.7%	目標未達	
8	公共用水域(河川)水質の向上～浄化槽法定検査受験率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 年間実施基數 案内返信率 %	7条2024基 11条36234基 返信率85%	7条検査2,400基/年 11条検査43,000基/年 案内返信率90%	-	-	7条594基 104.2% 11条9,941基 114.3% 返信率 84.0%	-	-	7条1,157基 94.1% 11条20,106基 98.3% 返信率 84.4%	-	-	7条1,643基 87.9% 11条31,176基 98.2% 返信率 85.8%	-	-	7条2,099基 87.5% 11条41,558基 96.6% 返信率 86.0%	目標未達
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境セミナー・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 セミナー・学習等 年間件数 ニュース年間発行回数	支援・研修会 6回 セミナー・学習3回 ニュース4回	支援・研修会 年間4回以上 セミナー・学習等 年間3件以上 ニュース年間4回発行	ニュース発行 100%	認証支援、研修会等 1回	認証支援、研修会等 1回 埼玉打ち水の環境2022 ニュース発行 100%	認証支援、研修会等 1回 埼玉打ち水の環境2022 ニュース発行 100%	認証支援、研修会等 1回 環境セミナー実施 100%	認証支援、研修会等 1回 水辺教室 中止 (坂戸市協約より)	認証支援、研修会等 1回 環境セミナー実施 100%	認証支援、研修会等 1回 わくわく体験はコロナで非開催のためHPに環境学習コーナー充実 100%	認証支援、研修会等 1回 水辺教室 中止 (坂戸市協約より)	認証支援、研修会等 1回 環境セミナー実施 100%	支援・研修会11回 セミナー・学習2回 ニュース4回	目標未達	

*売上は4月に1年分計上が多い為、同期累計との比較としている。(データは翌月の部課長会議での部門別収入累積実績より)

次年度の環境経営目標

2023年 4月 1日

No.	項目	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度 2020年度	年度目標 2023年度	中期3年目標		
								2022年度	2023年度	2024年度
環境負荷										
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO ₂ /千円	総務課	全部署	0.45	△1.5%	△1%	△1.5%	△2%
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	環境計測課 (総務課)	全部署	661,592	△1.5%	△1%	△1.5%	△2%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	L/台	調査推進課・調査企画課(総務課)	全部署	1,092.00	△1.5%	△1%	△1.5%	△2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	総務課	全部署	6,165	△1.5%	△1%	△1.5%	△2%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	総務課	全部署	2,499	△1.5%	△1%	△1.5%	△2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	91	91.0%以上	91.5%以上	91.0%以上	91.0%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	総務課 環境計測課・上水試験課・浄化槽管理課・浄化槽検査課	全部署	—	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理(3物質)	t(トン)	環境計測課 (総務課)	(環境計測課 含む全該当部門分)	第1種O.17	±0	±0	±0	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	総務課	全部署	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	活動継続	活動継続	活動継続
サービスの提供										
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	水道検査課	同左	現場7226施設 書類516施設	現場6,640施設 書類540施設	当該年度毎に目標設定		
8	公共用水域(河川)水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率增加	7条、11条検査 年間実施基数 案内返信率 %	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条2024基 11条36134基 返信率85%	7条1900基 11条44000基 返信率90%	当該年度毎に目標設定		
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境PR・環境学習等の実施 環境マニフェストの発行	支援・研修会 年間回数 PR・学習等 年間件数 マニフェスト 年間発行回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修会 6回 PR・学習3回 マニフェスト 4回	支援・研修会 年間4回以上 PR・学習等 年間3件以上 マニフェスト 年間4回発行	活動継続	活動継続	活動継続

次年度の環境経営計画

2023年4月1日

No.	項目	取り組み内容	実施時期	取締部門	主管部門	該当部門
環境負荷						
1	二酸化炭素排出量の削減					
電力使用量の削減		①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課 (環境計測課含む全部門分)	環境計測課	全部署
		②No残業Day及び19：00退社（消灯）の励行	通年			
		③クールビズ、ウォームビズの推奨	別途期間明示			
		④エアソフィルターの定期清掃（月1回推奨、美化活動、大掃除）	12月ほか			
ガソリン・軽油使用量の削減		①エコドライブ・アイドリングストップの励行	通年	総務課（調査推進課・調査企画課含む全該部門分）	調査推進課・調査企画課	社会環境課・総合営業課・業務課・調査推進課・調査企画課・上水試験課・水道検査課・浄化槽検査課
		②軽自動車等への入替、ドライブレコーダーの導入推進				
都市ガス使用量の削減		①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課	総務課	全部署
		②クールビズ、ウォームビズの推奨				
2	水使用量の削減	①給湯室やトイレ等の節水	通年	総務課	総務課	全部署
		②分析機器や排気装置、洗浄水等の節水				
		③夏場の打ち水時の雨水等再利用水の活用				
3	グリーン購入の推進	グリーンマーク・エコマーク表示商品の購入推進	通年	総務課	総務課	全部署
4	廃棄物の適正管理と排出抑制 排水の適正管理	①廃棄物の適正廃棄、定期的なパトロールによる廃棄物分別増減の把握と排出抑制 ②排水の適正管理（自主基準設定等による管理）	通年	総務課・社会環境課（全部署分）	総務課	全部署
5	化学物質の取扱量の適正管理	①取扱い化学物質の種類及び量の把握（＊3物質アトコトリル、トリイソ、ジクロロメタソ） ②適正な保管、使用による取扱量の管理（3物質）	通年	総務課（環境計測課含む全該部門分）	環境計測課	該当物質取扱い部署
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	月1回の美化活動、整理整頓Day実施	通年	総務課	総務課	全部門
サービスの提供						
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施	通年	水道検査課	水道検査課	水道検査課
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施、受検案内の送付	通年	浄化槽管理課・浄化槽検査課	浄化槽管理課・浄化槽検査課	浄化槽管理課・浄化槽検査課
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施、環境セミナー・環境啓発学習の実施、環境ニュースの発行	通年	総務課	総務課	総務課・社会環境課

*当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あるため、対象を3物質としています。

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果、並びに違反、訴訟などの有無

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果

遵守確認日 2023年3月31日

[法規制等の目的]/法規制等の名称(略称)	遵守対象	遵守事項/手続き (全項目について環境管理責任者に必ず連絡・報告すること)	担当	遵守コメント	判定
[水質汚濁の防止] 水質汚濁防止法/下水道法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例/さいたま市下水道条例/坂戸・鶴ヶ島下水道組合下水道条例					
下水道法/水質汚濁防止法	分析水等の排水	排除基準等全項目自主検査(本館・新館) 〔除害施設管理責任者〕 ジクロロメタン(月2回)自主検査(本館) 〔除害施設管理責任者〕 排除基準等全項目自主検査(西部支所) 特定施設、除害施設管理者の届出(代表者、構造等の変更時)(本館・新館) さいたま市に提出 〔除害施設管理責任者〕 特定施設の届出(代表者、構造等変更時)(西部支所) 坂戸・鶴ヶ島下水道組合及び東松山環境管理事務所に提出	計測/上水 計測 浄化槽 計測 浄化槽	毎月基準以下確認済 毎月基準以下確認済 毎月基準以下確認済 4/3市に選任届、10/9代表者変更届提出 10月末に代表者変更届提出	○ ○ ○ ○ ○
水質汚濁防止法	分析水等の排水	有害物質使用特定施設の構造基準遵守及び定期点検義務 (本館・新館)[除害施設管理責任者] 有害物質使用特定施設の構造基準遵守及び定期点検義務 (西部支所)	計測/上水 浄化槽	月1回点検済 月1回点検済	○ ○
下水道法/水質汚濁防止法	分析水等の排水	『事故時』特定施設における有害物質を含む水等の漏えい(排出・地下浸透)時の応急処置及びさいたま市への通報等(本館・新館)[除害施設管理責任者] 『事故時』特定施設における有害物質を含む水等の漏えい(排出・地下浸透)時の応急処置及び坂戸・鶴ヶ島下水道組合、東松山環境管理事務所への通報等(西部支所)	計測 浄化槽	漏洩事例なし 漏洩事例なし	○ ○
[廃棄物の適正処理] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出	マニュフェスト等状況報告 さいたま市に提出(毎年6月)[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	10/1市に提出(まで延長)	○
		産業廃棄物の適正処理 マニフェスト終了(E票)・収集運搬業許可証等の確認、保管場所設置(掲示板の設置)[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	全体廃棄、 6.9.10.1.2月に実施、記録保管	○
		産業廃棄物の保管管理	計測/上水	水銀保管周知あり	○
		特別管理産業廃棄物管理責任者の届出(変更時) さいたま市に提出[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	届出変更事例なし	○
		一般廃棄物の保管管理、適正処理	総務	5/26.12/9 文書廃棄	○
[廃棄物の適正処理] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令	対象物質の使用	水銀使用製品産業廃棄物の保管管理、処理は産廃に同じ	総務	教育実施	○
[放射線障害の防止] 放射線障害防止法/放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び同法律施行規則					
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	表示付放射性同位元素装置機器(ECD)の使用	ECDセルの届出(新規・廃棄・変更時) (安全管理責任者不要)	計測	届出変更事例なし	○
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律/同法律施行規則		『事故等』ECDセルの事故等の原子力規制委員会への報告	計測	事故事例なし	○
[放射能装置の管理] 労働安全衛生法/同施行規則等					
労働安全衛生法第88条 労働安全衛生法施行規則第85条、第86条	X線回折装置の使用	機械等設置届、放射線装置摘要書、管理区域の説明書(図面)、装置のカタログの提出 さいたま労働基準監督署に2部提出(設置の30日前まで)	計測	該当事項なし	○
[大気汚染の防止] 大気汚染防止法/さいたま市生活環境の保全に関する条例					
さいたま市生活環境の保全に関する条例	局所排気装置(ドラフト)からの排出	『事故時』 特定物質の排出時の応急措置及び通報	計測/上水	事故事例なし	○
		PRTR法の項目で0.5tを超えたとき、敷地境界線の風上・風下(2回/年)測定(提出不要)	計測/上水	超過なし、測定なし	○
[騒音の防止] 騒音規制法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例					
騒音規制法	送風機音や夜間作業音	室外機の騒音/夜間の作業音(苦情発生時)自主的な判断で実施	総務	苦情なし	○
[悪臭の防止] 悪臭防止法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例					
悪臭防止法/さいたま市生活環境の保全に関する条例	検体、分析に伴う悪臭の発生	『事故時』通報及び応急措置	計測/上水	通報事例なし	○
[火災対策] 消防法/火災予防条例準則/さいたま市火災予防条例/坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例					
消防法	防火対象の建物の使用	防火管理者、消防計画・自衛消防隊・火元責任者等の届出(作成・変更時)	総務	届出済	○
		《技術上の基準》消防設備(火災報知器及び非常警報装置等)点検及び点検結果の届出	総務	年2回実施済	○
	防火管理者の責務	消火、通報及び避難の訓練の実施(9月)及び訓練の前の消防署への通報	総務	年2回実施済	○
[危険物の管理] 消防法/さいたま市火災予防条例/危険物の規制に関する政令					
危険物の規制に関する政令	分析工程での危険物の使用	危険物の保管量の把握、 廃溶剤の廃棄(月2回程度、一部は年3回程度)	計測/上水	保管量把握、廃棄記録済	○
[高周波利用設備の管理] 電波法					
電波法	高周波利用設備(ICP-MS)の使用	高周波利用設備の届出(追加・変更時)	計測/上水	今期届出変更なし	○

[簡易専用水道の衛生的で安全な水の確保] 水道法						
水道法第34条	検査対象設備の使用	簡易専用水道検査(年1回)(本館・新館)	総務	8月実施済	○	
[高圧ガスの取り扱い] 高圧ガス保安法						
高圧ガス保安法	分析工程での高圧ガスの使用	《貯蔵・消費》 経済産業省令で定める技術上の基準の遵守	計測/上水	取付確認、定期検査確認	○	
高圧ガス保安法		《危険・事故時》 応急措置及び販売業者への連絡	計測/上水	地震後配管確認済	○	
[窒素酸化物による大気汚染の防止] 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法/埼玉県生活環境保全条例						
NOxPM法(埼玉県生活環境保全条例)	自家用自動車の使用	当該の車両30台以上の時、自動車使用管理計画・年度報告 (毎年6月)	総務	30台未満報告対象外	○	
[適正な作業環境の確保や労働者の健康保持] 労働安全衛生法						
労働安全衛生法	法令で対象となる作業場の使用	作業環境測定の実施、結果の保管(本館、新館)	総務	年2回実施済	○	
労働安全衛生法		化学物質のリスクアセスメントに関する事項の遵守	総務	現状該当例なし	○	
労働安全衛生法		事業場におけるリスクアセスメント実施に関して 隨時(最新版の管理)	総務 調査企画	調査企画課長より 総務に情報提供 あり。適宜関係者 に周知。	○	
[フロン類の排出抑制] フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律「フロン排出抑制法(H27.4.1施行)」						
フロン排出抑制法(H27.4.1施行)	対象物の使用	第一種特定製品の設置・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、フロン漏えい時の措置 ④点検・整備の記録作成・保存	総務	6月簡易点検実施、記録簿5月定期点検(西部実施)	○	
フロン排出抑制法(H27.4.1施行)		フロン類算定漏洩量等の報告、フロン類の充填・回収の委託義務等(整備時、廃棄時)	総務	漏洩事例なし	○	
フロン排出抑制法(H27.4.1施行)		フロン類充填分析用機器、車載冷蔵庫	計測/上水/ 浄化槽	6.9.12.3月冷却装置等点検実施済	○	
[地球温暖化対策] 埼玉県地球温暖化対策推進条例(自動車対策)						
埼玉県地球温暖化対策推進条例	自家用自動車の使用	自動車地球温暖化対策計画・年度報告	総務	30台未満報告対象外	○	
[エネルギーの使用の合理化] エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法(改正省エネ法はH22.4.1施行)」						
省エネ法(改正省エネ法はH22.4.1施行)	対象外事業所	原油換算(現状では届出対象外、毎年度対象外の確認)	総務	報告対象外	○	
[化学物質の排出量・移動量の把握・届出] 化学物質排出把握管理促進法(PRTR制度)/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例						
化学物質排出把握管理促進法(PRTR制度)/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例	分析工程での法対象化学物質の使用	取扱量により届出必要(毎年6月)、取扱量の把握	計測/上水	0.5t超過なし 届出不要	○	
[有機溶剤、特定化学物質の管理] 労働安全衛生法/同施行規則						
有機溶剤中毒予防規則/特定化学物質障害予防規則	分析工程での法対象物質の使用	作業主任者、保管、局所排気装置設置、必要事項の掲示、作業環境測定、特殊健康診断実施等	計測/上水	表示、作業測定、 健診等実施済	○	
[毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取扱] 毒物及び劇物取扱法						
毒物及び劇物取扱法	分析工程での法対象物質の使用	特定毒物研究者の届出(変更時) さいたま市長(さいたま市保健所)に提出	計測	今期届出変更なし	○	
毒物及び劇物取扱法		毒物・劇物の管理(使用量及び残量等の記録)	計測/上水/ 浄化槽	在庫確認記録済	○	
[その他の要求事項の管理] 近隣住民との合意書(近隣住民の要望)						
近隣住民との合意書(近隣住民の要望)	分析場の設置	設置時/その他合意書に記載された時期	総務	総務にて保管、対応済	○	
[他の各種法律等の対象物品の管理] 各種法律						
資源有効利用促進法	物品の使用	パソコン・自動車の長期使用、溶剤等回収・分別排出	総務	総務報告にて確認済	○	
容器包装リサイクル法	容器包装の使用	一般廃棄物の分別排出、ガラスビン・ボリビンの繰り返し使用	総務	総務報告にて確認済	○	
家電リサイクル法	家電の使用	対象家電の処理費用負担(リサイクル券購入)	総務	総務報告にて確認済	○	
グリーン購入法	事務用品の使用	グリーン購入適合品の選択・購入(グリーン購入品率・リサイクル用紙利用率確認)	総務	総務報告にて確認済	○	
小型家電リサイクル法	小型家電の使用	携帯電話、デジタルカメラ、ノートパソコン等の分別排出	総務	総務報告にて確認済	○	

*届出、報告漏れ、違反がなければ○(該当なしも)、業としての許認可関連法令は表から除外、訴訟事例はなし。

*環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局より違反等の指摘はありません。

(2) 違反、訴訟などの有無

違反・訴訟等はありませんでした。

EA21 代表者による見直し

2023年3月14日

事項	報告内容(要旨)	代表者の評価と指示
環境経営目標の達成状況、並びに環境経営計画の実施及び運用結果、実施体制について	<p>2022年度目標については、概ね達成できた。また、環境経営計画の実施、運用については、一部新型コロナウィルス感染症の影響もあり、別形態での実施となったものもあったが、全般としての実施状況は良好であったといえる。また実施体制についても特に問題はなかった。</p> <p>浄化槽検査の11条検査基数及び依頼案内返信率が現時点で達成率が低い。</p>	<p>滞りなく、又、目標値も見直すことなくクリアできたことは評価する。</p> <p>2022年度目標の未達成項目については、理由を分析し、次年度以降の目標達成方策等の見直しを含め検討すること。環境経営計画の実施、運用では、コロナ禍という厳しい状況下ではあったが概ね良好であった。今後は、取組み内容が適切かどうかを検討し、必要に応じて展開し、環境経営計画を改定すること。実施体制について特に問題はなく、今後も継続の上、支所も含めた、全員一丸となって取り組む体制を更に進めること。</p> <p>浄化槽検査基数については、11月に検査員資格保有者の入社により、達成に向け努力している。返信率については、引き続き再発送等で対応の予定であること。受検率向上の施策は、指定検査機関としての責務のため、引き続き継続すること。</p>
環境関連法規の遵守状況	遵守評価の結果は年間として問題なかった。	引き続き、環境関連法令の遵守を徹底すること。
外部からの環境に関する苦情や要望の受付及び処置状況	苦情や要望は、特になかった。	引き続き、地域環境保全を図って行くこと。
前回の指示事項への取組結果	11条検査基数については指定採水員検査の増加を目指し、基数を増やしていくこと。	達成率が低い指定採水員検査は、前年度と比較しても微増である。指定採水員検査基数を増やすには、指定採水員及び事業所並びに行政との協力が必用である。今後は制度の見直し等を行い、関係者との連携を強化し、実施基数の増加に努めること。
その他	なし	今年度は、埼玉県健康経営認定制度の認定を目指し「健康宣言！」の登録、多様な働き方実践企業の「プラチナ認定」を取得した。引き続き制度に沿った活動を行い、ワーク・ライフ・バランスを実現していくこと。
環境への取組やシステムにおいて、成果をあげ、更に発展強化させる点や、改善すべき点		都市ガス以外のエネルギー使用量の削減は目標を大きく上回っているが、都市ガス使用量の削減が引き続き課題である。新型コロナウィルス等の感染防止対策を実施しつつ、目標達成に努めること。また、3月に実施した西部支所の空調設備交換が、電力使用量の削減に寄与しているようである。修繕計画や設備導入計画等を検証し、実施すること。



◆本冊子に関するお問い合わせ先

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

[本部] ☎330-0855

埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11

社会環境課 ☎048-649-5496

fax048-649-5493